

心のふれあう豊かな人権尊重のまち

垂井町人権施策推進指針

【第2次改定】

令和2年度～令和11年度

令和2年3月

垂井町

はじめに

「世界人権宣言」が昭和23年（1948年）に国連で採択され、70余年が経過しました。その間、国際社会や国内において、さまざまな取組がなされてきました。

本町におきましても平成22年（2010年）3月に「垂井町人権施策推進指針」を策定し、住民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるように人権教育及び人権啓発に関する施策の推進を図ってまいりました。



しかしながら、近年、人口減少・少子高齢化、高度情報化社会の進展、また、私たちのライフスタイルも多様化し、個性を重視したものへと変わっていく中で、子どものいじめや虐待、インターネットを悪用した人権侵害など、新たな人権問題や課題が生じるとともに、今なお、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人等に対する、さまざまな人権に関する課題が生じてきています。

この度、指針の推進期間の最終年度を迎えるにあたり、これまでの取組を継続するとともに、新たな問題や課題に対応するため指針の改定を行いました。本町では引き続き、本指針の基本理念である「心ふれあう豊かな人権尊重のまち」の実現を目指し、人権教育及び人権啓発を推進してまいりますので、町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本指針の策定にあたり、町民意識調査に御協力をいただきました町民の皆様、貴重な御意見をいただきました垂井町人権施策推進指針策定懇話会の皆様、その他御協力いただきました関係団体などの皆様にご心から厚く御礼申し上げます。

令和2年3月

垂井町長 早野 博文

目次

第1章 指針の概要

1	人権をめぐる内外の動向	1
(1)	国際的な動向	1
(2)	国の動向	2
(3)	県の取組	3
2	指針の改定について	4
3	指針のねらい	4
4	指針の推進期間	5
5	指針の策定体制	5
(1)	垂井町人権施策推進指針策定懇話会	5
(2)	人権に関する町民意識調査	5
6	基本理念	6
7	人権教育・啓発の基本的あり方	6
(1)	実施主体間の連携と住民に対する多様な 機会の提供	7
(2)	発達の段階等を踏まえた効果的な方法	7
(3)	住民の自主性の尊重と教育・啓発におけ る中立性の確保	7

第2章 人権教育・啓発の推進方策

第1節 人権一般の普遍的な視点からの取組

1	人権教育	9
(1)	学校教育	9
(2)	社会教育	10
2	人権啓発	11
(1)	人権啓発の内容	11
(2)	人権啓発の方法	14

第2節 各人権課題に対する取組

1	女性	16
2	子ども	20
3	高齢者	25
4	障がい者	29
5	同和問題（部落差別）	34
6	外国人	38

7	感染症患者等	42
8	インターネットによる人権侵害	45
9	犯罪被害者とその家族	49
10	刑を終えて出所した人	52
11	性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人	54
12	災害に伴う人権問題	58
13	その他の人権問題	60

指針の推進に向けて

(1)	住民との協働による推進	61	(4)	住民意識の把握	61
(2)	関係機関・団体との連携	61	(5)	新しい課題への対応と見直し	62
(3)	職員研修等の充実	61			

資 料

1	指針策定（改定）の経過	63
2	垂井町人権施策推進指針策定懇話会	64
3	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	66
4	用語解説	67

第1章 指針の概要

1 人権をめぐる内外の動向

(1) 国際的な動向

人権教育・啓発の推進に関する国際的な取組としては、1948年（昭和23年）の国連における「世界人権宣言」の採択以降、1965年（昭和40年）の「人種差別撤廃条約」、1966年（昭和41年）の「国際人権規約」、1979年（昭和54年）の「女子差別撤廃条約」、1989年（平成元年）の「児童の権利に関する条約」など、人権関係諸条約の採択があげられます。

また、各種の国際年の設定や各種宣言等によって、人権尊重、差別撤廃に向けた取組も行われてきました。国際婦人年1975年（昭和50年）、「国連婦人の10年」（1976～1985年（昭和51～60年））をはじめとした女性の地位向上や人権に関する取組、国際障害者年（1982年（昭和57年））や「国連障害者の10年」（1983～1992年（昭和58年～平成4年））など、障がい者の社会への完全参加と平等への取組などです。

しかし、さまざまな取組にも関わらず、地域紛争などにより人権が侵害される状況が続いています。このため、1993年（平成5年）、ウィーンにおける世界人権会議において、人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることを確認し、人権教育の重要性を強調した「ウィーン宣言及び行動計画」を採択しました。これを受けて、1994年（平成6年）12月、世界各国において「人権教育」を積極的に推進するよう、国連総会において「人権教育のための国連10年」（1995～2004年（平成7～16年））が採択されました。

さらに、「人権教育のための国連10年」を継承する取組として、2005年（平成17年）から「人権教育のための世界計画」を開始することが採択されました（終了時限を設けず3年ごと）。第1フェーズの3年間については、初等・中等教育に重点が置かれました（2年間延長され2009年（平成21年）まで）。そして、「高等教育と教育者、公務員、法執行者等への人権教育」をテーマとした第2フェーズ行動計画、2010～2014年（平成22～26年）を経て、第3フェーズ、2015～2019年（平成27～31年）は「第1、第2フェーズの取組を強化し、専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進」をテーマにして取組が図られています。第4フェーズ、2020～2024年（令和2～6年）の重点対象は「若者」とし、さらに、第4フェーズを「持続可能な開発目標」（SDGs）の目標4「質の

高い教育をみんなに「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」の中の(4.7)「2030年(令和12年)までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化的多様性と文化の持続可能な開発への貢献を理解する教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」と連携させることとしています。

(2) 国の動向

① 人権教育・啓発推進法制定までの経緯

わが国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、その具現化のために、人権に関する諸制度の整備や施策の推進が図られています。

人権をめぐる国際的な動きの中、わが国においても、「国際人権規約」「女子差別撤廃条約」「児童の権利に関する条約」などの人権に関する諸条約を批准するなど基本的人権の擁護・尊重と人権意識の普及に向けた取組が進められてきました。また、国は「人権教育のための国連10年」を受けて、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成9年7月には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画(以下「国連10年国内行動計画」という。)を策定しました。

平成8年12月には、「人権擁護施策推進法」(平成8年法律第120号)が5年間の時限立法として制定され、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置されました。同審議会は、法務大臣、文部大臣(現文部科学大臣)及び総務庁長官(現総務大臣)の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について、2年余の調査審議を経た後、平成11年7月に答申を行いました。

国は、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発のより一層の推進を図るため、平成12年12月、人権教育・啓発に関する理念や国・地方公共団体・国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定、年次報告等、所要の措置を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。)を制定しました。

② 人権教育・啓発推進法制定後の取組

人権教育・啓発推進法に基づき、平成14年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が公表されました。その後も、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）の改正、「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号）、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の制定など、個別の人権関係法の改正や整備が行われています。

本町の第1次指針策定後についてみると、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）、「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号。以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年法律第109号。以下「部落差別解消推進法」という。）の制定など法整備が図られました。

文部科学省においては、平成20年に「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次取りまとめ）」を公表し、学校での取組をはじめ、家庭・地域、関係機関との連携した取組等具体的実践例を提示し、人権教育の充実が図られるよう支援しています。

(3) 県の取組

県においては、さまざまな人権問題に対応するため「岐阜県人権懇話会」が設置されており、県の人権施策の推進方策や取り組むべき人権課題等についての審議が行われています。平成12年4月には「岐阜県人権啓発センター」が設置され、差別のない、人権が尊重される明るく住み良い社会の実現に向けて、人権啓発出前講座、人権相談、人権啓発ビデオの貸出など、人権啓発事業の取組が行われています。

また、平成15年3月に、女性、子ども、高齢者、障がい者などさまざまな人権問題の解決を目指した「岐阜県人権施策推進指針」を策定し、これに基づき、県民への人権教育・人権啓発が推進されています。この指針は、平成20年3月、平成25年3月、平成30年3月に、新たな課題への対応を含め、三度にわたり見直しが行われています。

教育に関しては、昭和48年に「岐阜県同和教育協議会」が発足し、平成13年に「岐阜県人権同和教育協議会」に名称変更され、平成14年に「岐阜県人権同和教育基本方針」を策定し、人権同和教育としての方向を示しました。さらに、平成18年から人権同和教

育における行動力の育成を図る取組として「ひびきあいの日」（平成30年から「ひびきあひ活動」に変更）を設け、人権問題に対する実践的態度を育成し、人権感覚を高めるなどの教育が行われています。

平成23年12月には、これまでの同和教育及び人権・同和教育の推進による成果と課題を踏まえ、「岐阜県人権教育協議会」に名称変更され、「岐阜県人権教育基本方針」が策定されています。この基本方針に基づき、学校・家庭・地域社会が連携を図りながら人権教育が進められています。平成24年度から、人権尊重という普遍的な文化をつくりあげるため、「人権同和教育」から「人権教育」へと名称が変更されました。

2 指針の改定について

本町においては、平成22年3月に「垂井町人権施策推進指針」を策定し、この指針に沿って「心のふれあう豊かな人権尊重のまち」の実現を目指して施策を推進してきました。

しかし、人権問題については多くの課題が残されており、また、近年においては、個人情報流出やインターネットによる人権侵害、子どものいじめや虐待による問題、高齢化の進展に伴う人権問題、職場におけるパワーハラスメントに関する問題など新たな問題も生じています。さらに、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」など法の施行を踏まえた新たな対応が求められます。

令和元年度に指針（第1次）の推進期間の最終年度を迎えることから、これまでの取組、新たな課題・問題等への対応を踏まえて「垂井町人権施策推進指針」の改定を行うこととしました。

3 指針のねらい

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、住民一人ひとりの人権尊重の精神の醸成を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育及び人権啓発は非常に重要です。

「人権教育・啓発推進法」においては、「人権教育とは、人権尊重の精神の醸成を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）をいう」と定義しています。

この指針は、「人権教育・啓発推進法」に基づき、住民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれる

ように学校、地域、家庭、職域その他のさまざまな場を通じて、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進を図るために策定するものです。

4 指針の推進期間

この指針の推進期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

なお、国、県の動向、社会の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

5 指針の策定体制

(1) 垂井町人権施策推進指針策定懇話会

関係団体・機関で構成する「垂井町人権施策推進指針策定懇話会」を開催し、指針の内容について検討や意見交換を行いました。

(2) 人権に関する町民意識調査

住民の人権に関する意識の変化や、人権施策の方向性を把握し、指針改定の基礎資料とすることを目的に町民意識調査を実施しました。

- 調査対象 垂井町在住の20歳以上の方 1,500人
- 抽出方法 住民基本台帳からの無作為抽出
- 調査方法 郵送配布・郵送回収
- 調査期間 令和元年8月27日～9月13日
- 回収 574 (38.3%)
- 有効回答 570 (38.0%)

6 基本理念

基本理念

心のふれあう豊かな人権尊重のまち

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人がもっている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

日本国憲法においては、すべての国民に自由と平等を認めています。第11条では、基本的人権について「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」とし、第14条では「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とされています。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権の共存が達成されることが重要です。

すべての人々が、相互に人権の意義、人権の尊重と共存の重要性について、理性と感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することによって人権が共存する人権尊重社会を実現することができます。

この指針においては、人権尊重社会の実現を目指し、「心のふれあう豊かな人権尊重のまち」を基本理念とします。

7 人権教育・啓発の基本的あり方

人権教育・啓発推進法第3条は、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他のさまざまな場を通じて、国民が、その発達の段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない」と国や地方公共団体の人権教育・啓発のあり方を定めています。これに沿った人権教育・啓発の基本的な進め方としては、次のような点をあげることができます。

(1) 実施主体間の連携と住民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発は、複雑で多様化する傾向にある人権問題に対して、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくために、また、学校、地域、家庭、職域など生涯にわたり、あらゆる場と機会を通して実施されることにより効果を上げるものと考えられることから、人権教育・啓発の各実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれます。

(2) 発達の段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幅広い層を対象とするものであり、その対象者の学校、地域、家庭、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、対象者の発達の段階に応じた創意工夫を凝らしていく必要があります。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように配慮すべきであり、同時に、子どもを対象とする人権教育・啓発活動の実施にあたっては、子どもが成長の過程にあることに十分留意することが望まれます。

人権教育・啓発の手法としては、人権一般の普遍的な視点からの取組と、具体的な人権課題に即した個別的な視点からの取組とがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられます。すなわち、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を住民に訴えかけることと併せ、具体的な人権課題に即し、住民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、住民の理解や共感を得るためのさまざまな創意工夫が求められます。

(3) 住民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、住民一人ひとりの心のあり方に密接に関わる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要があります。住民の間に人権問題や人権教育・啓発のあり方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められます。

また、「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする一部の行動、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えません。人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容

はもとより、実施の方法等についても、住民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要です。

このような観点から、行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められます。

第2章 人権教育・啓発の推進方策

第1章の7で示した「人権教育・啓発の基本的なあり方」を踏まえつつ、「人権一般の普遍的な視点からの取組」（第1節）と、「各人権課題に対する取組」（第2節）に関して推進すべき施策の方向性を示していきます。

第1節 人権一般の普遍的な視点からの取組

1 人権教育

人権教育は、基本的人権の尊重の精神を正しく身に付けるために行われるものであり、住民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解し、他の人の人権にも十分配慮した行動がとれるよう、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達の段階を踏まえて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りながら推進していくことが必要です。

(1) 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、園児や児童生徒が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを身に付けることを通じて、人権尊重の精神のかん養が図られるよう取り組んでいく必要があります。

■ 施策推進の方向

幼稚園・保育園・こども園においては、友達や地域の人との関係の中で思いやりや親しみをもち、幼児期にふさわしい道徳性の芽生えを培うなど、心の充実に努めます。また、子どもの人権に十分配慮した幼児教育・保育を行います。

小中学校においては、学習指導要領等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」を育んでいきます。

具体的には、効果的な教育実践や学習教材などについての情報収集を行うとともに、社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性を育むため、地域行事やボランティア活動への参加促進、総合的な学習の時間や行事における高齢者や障がい者等との交流、自然体験活動や職業体験活動の実施など、多様な体験活動の機会の充実に努めます。

ります。

また、人権週間に伴う取組（全校集会、学校（学級）人権宣言等）や「ひびきあい活動」の実践を継続して実施していきます。

さらに、校内暴力やいじめなどの行為は許されないという指導を徹底し、規範意識を培うとともに、相談体制等の充実を図り、子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保していきます。

学校教育の担い手である教職員については、いじめ防止基本方針の理解を促進する研修、いじめなどの早期発見・早期対応のための研修の実施、人権尊重の理念についての認識を深める研修等の充実を図り、資質向上に努めます。

(2) 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要があります。また、人権に関する学習においては、知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に表れるような人権感覚の醸成が求められます。

■ 施策推進の方向

すべての教育の出発点である家庭教育の充実が図られるよう、家庭教育学級など親の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、子育て支援センターでの父親の子育てへの参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の充実を図ります。

また、地区まちづくり協議会と連携して、人権に関する多様な学習機会の充実を図るとともに、学校教育とも連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むため、ボランティア活動、自然体験活動をはじめとする多様な体験活動や高齢者、障がい者等との交流機会の充実を図ります。また、青年や成人のボランティア活動などを充実するための環境についても整備を促進します。

さらに、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の養成・資質の向上を図り、社会教育における指導体制の充実を図ります。

2 人権啓発

人権啓発は、その内容はもとより実施の方法においても、住民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要であり、人権一般に関わる取組に関して検討する場合にも、その視点からの配慮が必要です。

(1) 人権啓発の内容

啓発の内容については、人権に関する基本的な知識の普及にあわせて、生命の尊さや個性の尊重についての啓発が必要です。また、住民の理解と共感を得るという視点から、人権をめぐる社会情勢を踏まえた啓発が重要です。

パソコンやスマートフォンなどの普及に伴う「インターネットによる人権侵害」や「個人情報保護の問題」などの現代的な関心の高い問題はもちろん、対象者別に関心の高い問題、国際的な動向・法制度の動向等を踏まえた問題についての啓発が必要です。

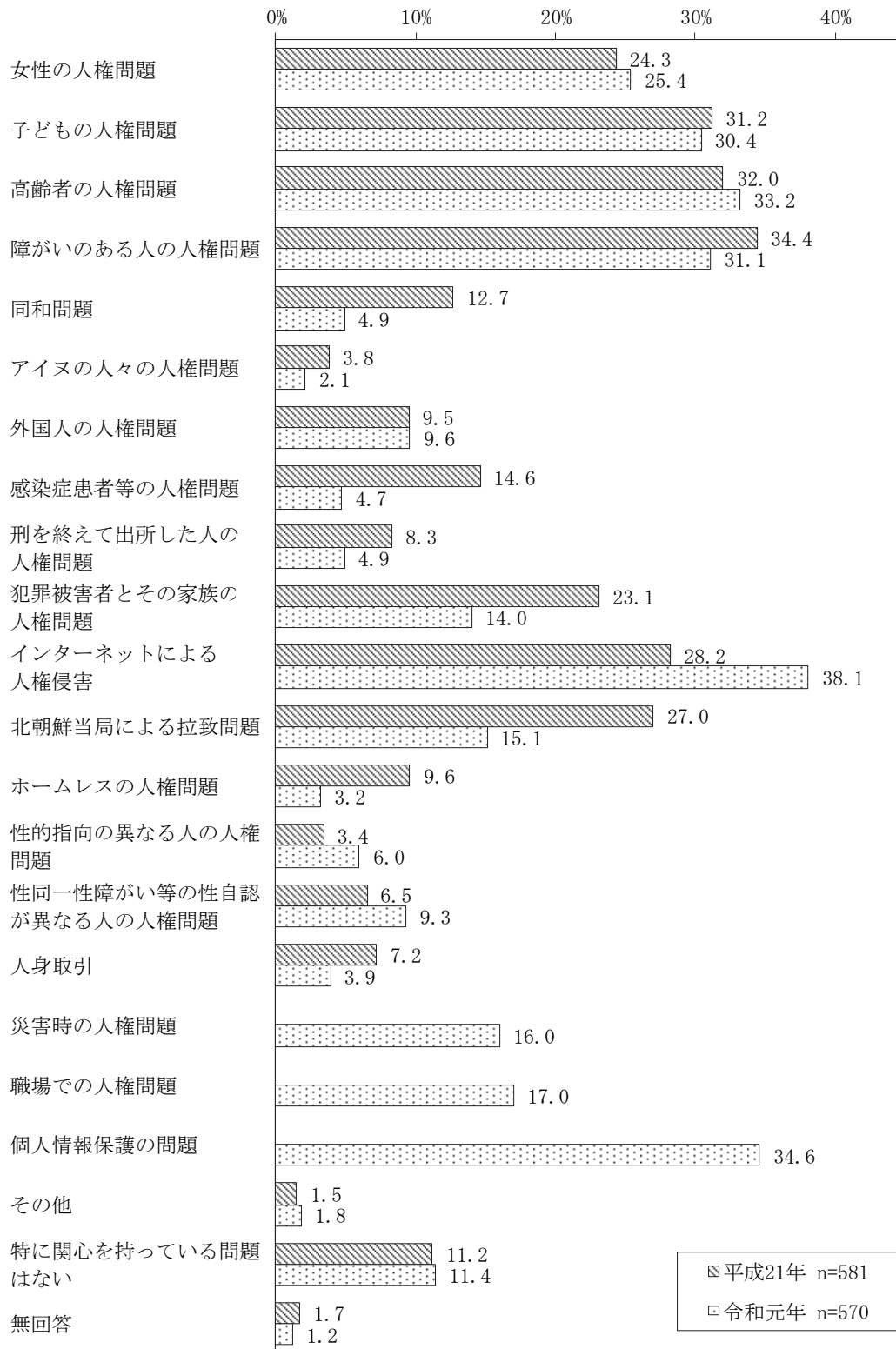
町民意識調査では、現在関心をもっている人権問題としては、「インターネットによる人権侵害」が38.1%と最も高く、新たに選択肢として加えた「個人情報保護の問題」や、「高齢者の人権問題」「障がいのある人の人権問題」「子どもの人権問題」も30%以上となっています。

平成21年の調査と比べると、「インターネットによる人権侵害」が9.9ポイント高くなり、「北朝鮮当局による拉致問題」「感染症患者等の人権問題」「犯罪被害者とその家族の人権問題」「同和問題」は7ポイント以上低下しています（図表2-1）。

性別にみると、男性は「インターネットによる人権侵害」「個人情報保護の問題」の2項目が37～38%台と高く、「障がいのある人の人権問題」も30%以上です。女性は「インターネットによる人権侵害」が最も高く、「高齢者の人権問題」「女性の人権問題」「子どもの人権問題」「障がいのある人の人権問題」「個人情報保護の問題」も30%以上となっています。男性は女性に比べて「個人情報保護の問題」「外国人の人権問題（ヘイトスピーチを含む）」などが高く、女性は男性に比べて「女性の人権問題」「子どもの人権問題」「高齢者の人権問題」などが高くなっています。

年齢別にみると、20・40・50歳代は「インターネットによる人権侵害」が最も高く、70歳以上は「高齢者の人権問題」が最も高くなっています。60歳代は上記2項目が42.2%で並んでいます。30歳代は「子どもの人権問題」が52.8%と非常に高くなっています（図表2-2）。

図表 2-1 関心をもっている人権問題（〇はいくつでも）



(注) 平成 21 年の調査には「災害時の人権問題」「職場での人権問題」「個人情報保護の問題」の選択肢はなかった。

図表 2-2 関心をもっている人権問題（性別・年齢別、○はいくつでも）

単位：nは人、他は%

区 分	性 別		年 齢 別					
	男 性	女 性	20 歳 代	30 歳 代	40 歳 代	50 歳 代	60 歳 代	70 歳 以上
n	265	301	38	53	86	102	116	172
女性の人権問題	14.0	35.5	26.3	37.7	27.9	31.4	25.9	16.3
子どもの人権問題	27.2	33.2	23.7	52.8	33.7	25.5	33.6	23.8
高齢者の人権問題	29.4	36.2	13.2	9.4	14.0	26.5	42.2	51.7
障がいのある人の人権問題	32.1	30.6	18.4	37.7	16.3	37.3	36.2	32.6
同和問題	6.0	3.7	-	7.5	2.3	6.9	6.9	4.1
アイヌの人々の人権問題	2.3	2.0	-	1.9	1.2	2.9	5.2	0.6
外国人の人権問題	13.6	6.3	10.5	17.0	10.5	12.7	8.6	5.8
感染症患者等の人権問題	6.4	3.3	-	9.4	7.0	2.9	5.2	4.1
刑を終えて出所した人の人権問題	5.3	4.7	2.6	7.5	3.5	6.9	6.0	3.5
犯罪被害者とその家族の人権問題	15.8	12.3	10.5	18.9	16.3	12.7	17.2	10.5
インターネットによる人権侵害	37.7	38.5	47.4	41.5	48.8	51.0	42.2	19.2
北朝鮮当局による拉致問題	17.4	13.3	-	9.4	8.1	12.7	12.1	27.3
ホームレスの人権問題	4.2	2.3	2.6	7.5	1.2	4.9	3.4	1.7
性的指向の異なる人の人権問題	6.8	5.3	13.2	15.1	4.7	6.9	6.9	1.2
性同一性障がい等の性自認が異なる人の人権問題	7.9	10.6	13.2	22.6	7.0	11.8	7.8	5.2
人身取引	3.8	4.0	-	7.5	3.5	6.9	5.2	1.2
災害時の人権問題	17.0	14.6	13.2	15.1	12.8	17.6	17.2	15.7
職場での人権問題	17.4	16.6	31.6	26.4	18.6	27.5	19.0	2.3
個人情報保護の問題	38.5	30.6	39.5	35.8	30.2	34.3	38.8	32.0
その他	1.9	1.3	5.3	1.9	2.3	2.0	0.9	1.2
特に関心を持っている問題はない	12.8	10.3	10.5	13.2	10.5	8.8	12.1	12.8
無回答	0.8	1.7	-	-	1.2	-	0.9	2.9

■ 施策推進の方向

さまざまな機会、媒体を活用して、人権に関わる国内法令や国際条約の周知、人権に関する基本的な考え方など知識の習得を目的とした啓発を推進します。

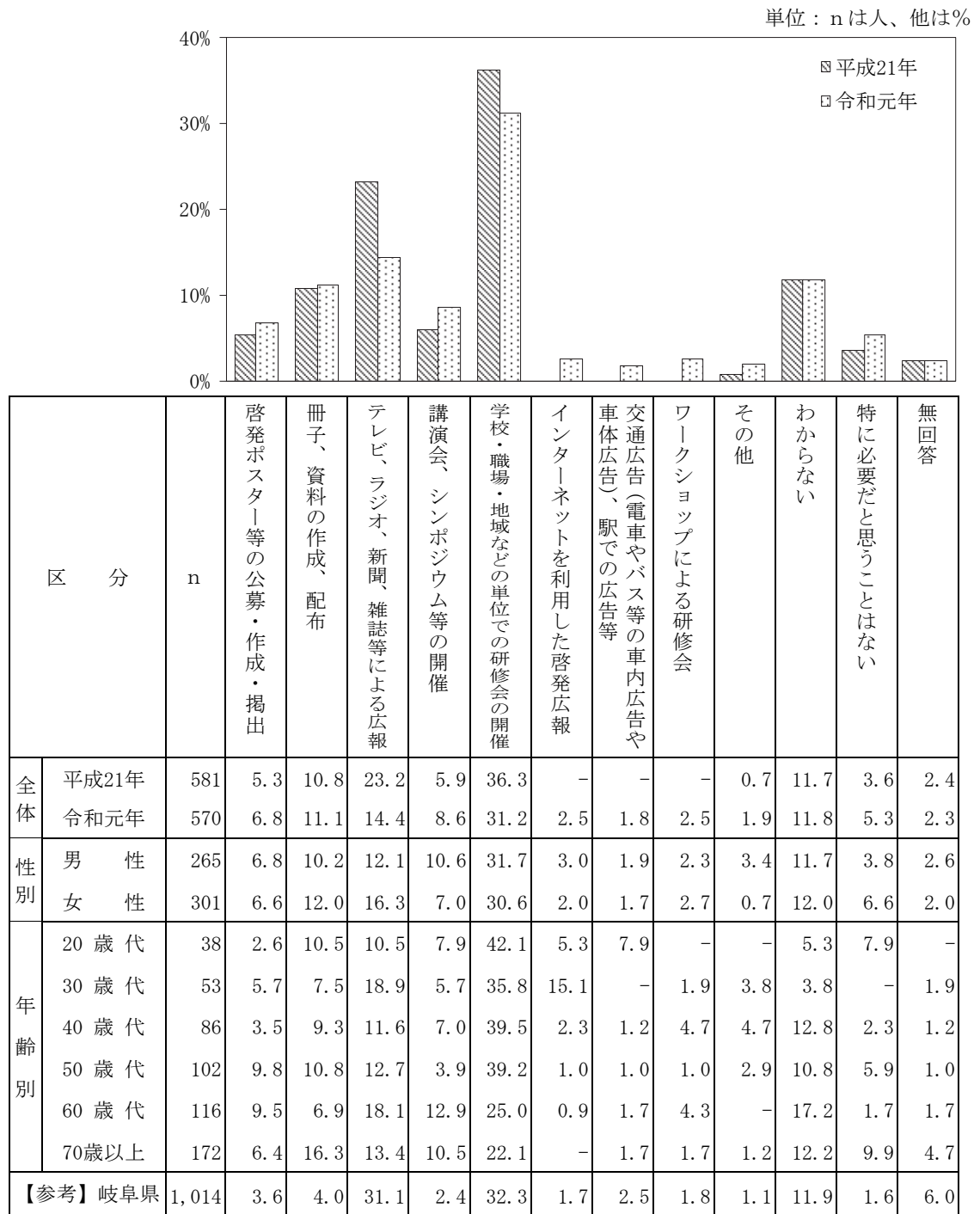
いじめや児童虐待、ストーカー行為、日常生活のささいなことから簡単に人が殺傷される事件など、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることが背景にあることが指摘されており、改めて生命の尊さ・大切さや、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進します。また、互いの人権を尊重し合うということの意味を住民に訴えかける啓発を推進します。

(2) 人権啓発の方法

啓発の方法に関し、住民の理解と共感を得るという視点から、対象者の発達の段階に応じた啓発、地域に密着した啓発、参加型・体験型の啓発を推進する必要があります。

町民意識調査によると、人権に関する町民への認識を深めるために必要な人権教育・人権啓発の方法としては、「学校・職場・地域などの単位での研修会の開催」が31.2%

図表2-3 人権に関する認識を深めるための人権教育・人権啓発の方法



(注) 平成21年の調査には「インターネットを利用した啓発広報」「交通広告（電車やバス等の車内広告や車体広告）、駅での広告等」「ワークショップによる研修会」の選択肢はなかった。

と最も高く、次いで「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等による広報」（14.4%）、「冊子、資料の作成、配布」（11.1%）の順となっており、他は10%未満です。

■ 施策推進の方向

対象者の理解度、発達の段階に応じて、手法に創意工夫を凝らしていきます。例えば、児童生徒に対する人権啓発としては、人権週間にあわせて、他人を思いやる心を育み、子どもの情操をより豊かにすることを目的とした人権作文やポスター、標語づくりを進め、人権フォーラムで発表や展示を行います。また、ボランティア活動等を通じて、高齢者や障がい者等とふれあう中で人権感覚を培っていくなどの効果的な手法を用いて啓発を推進します。

地域住民においては、具体的な事例や身近な問題を取り上げ、学校・地域・企業等に出向く出前講座などにより、人権尊重の理念について、より身近に感じ、その理解を深めることができるようさまざまな機会を通して効果的な人権啓発を行います。

各種の人権啓発パンフレットの作成・配布や講演会・研修会の実施など、人権に関する知識や情報を伝える啓発に加え、住民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法を積極的に検討し推進します。

第2節 各人権課題に対する取組

前節に示した普遍的な視点からの取組とあわせ、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが必要です。

1 女性

女性問題への取組は、国際的には昭和50年の国際婦人年を契機として進められてきました。国においては、昭和60年に「女子差別撤廃条約」を批准するとともに、国内法の整備が進められました。

平成11年には「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）が公布・施行され、平成12年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。現在は、平成27年に策定された「第4次男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の形成を目指した取組が推進されています。

「第4次男女共同参画基本計画」では、これまであげられてきた、根強く残る性別役割分担、女性に対する暴力などの課題解消に加え、女性の活躍を重点に取り上げており、働き方改革、子育て・介護基盤の整備などが盛り込まれています。平成27年には女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が成立しました。

町民意識調査をみても、女性の人権で特に問題があることとして「家事・育児や介護などを、男女が共同して担う社会となっていない」が最も高くなっており、仕事と子育て・介護などの両立が多くの女性の課題となっていることがうかがえます。

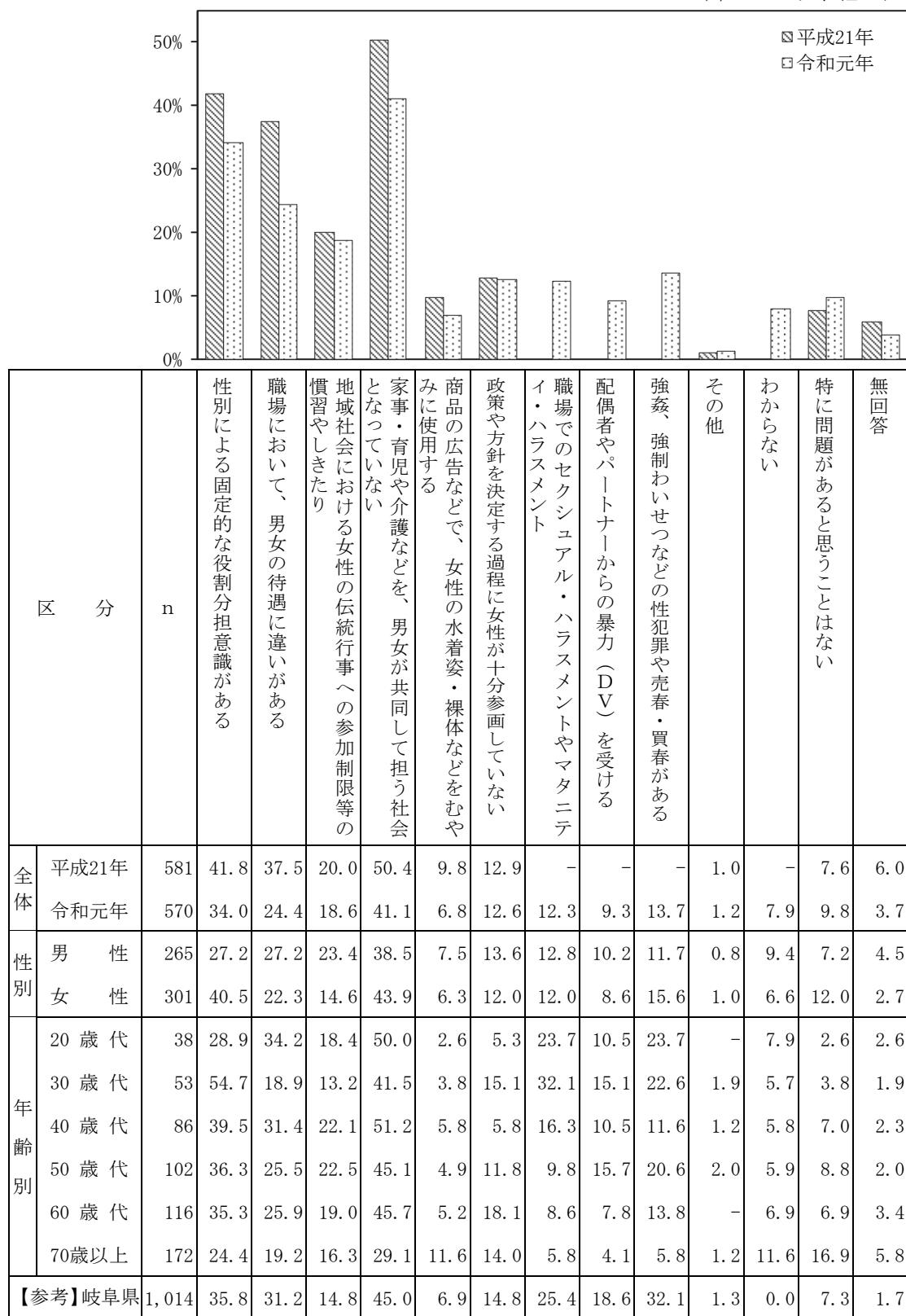
本町においては、平成25年3月に「垂井町第2次男女共同参画プラン」を策定し、各分野での取組を進めています。また、「子ども・子育て支援事業計画」、平成30年3月に策定した「第7期いきがい長寿やすらぎプラン21」など、仕事と子育て・介護の両立支援の取組を進めています。

しかし、従来の固定的な性別役割分担意識は依然として根強く残り、さまざまな場面において女性が不利益を受けることが少なくありません。さらに、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性に対する暴力事案が社会的に問題となるなど、真に男女平等の社会が実現されているとは言い難い状況にあ

り、さらなる推進が求められます。

図表 2-4 女性の人権で特に問題があると思うこと（○は3つまで）

単位：nは人、他は%



(注) 平成 21 年の調査では「職場でのセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント」と「強姦、強制わいせつなどの性犯罪や売春・買春がある」は一つの選択肢であり、「わからない」の選択肢はなかった。

■ 施策推進の方向

「男女共同参画プラン」に基づき、性別にかかわらず、互いにその人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会の実現」に向けた施策を総合的に推進します。

① 人権尊重意識の確立と擁護

さまざまな機会や伝達手段を活用して啓発活動の充実に努め、人権尊重意識の高揚を図り、性別を理由とする差別や人権侵害をなくしていきます。

② 女性に対する暴力の根絶

各種啓発活動を通して、女性に対するあらゆる暴力（ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪等）を許さない社会環境づくりを推進します。また、女性の相談窓口として、「岐阜県女性相談センター」や、法務局の「女性人権ホットライン」の周知を図ります。

③ 男女平等意識の確立と性別役割分担意識の解消

さまざまな機会や伝達手段を活用して啓発活動を推進し、社会生活全般に根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

④ 男女平等を基本とする教育・学習の充実

学校教育においては、幼児期から教育活動全体を通じて、子どもたち一人ひとりがその能力を十分発揮し、お互いを認め合い、共に生きることができる男女平等の考え方を形成する教育の充実に努めます。

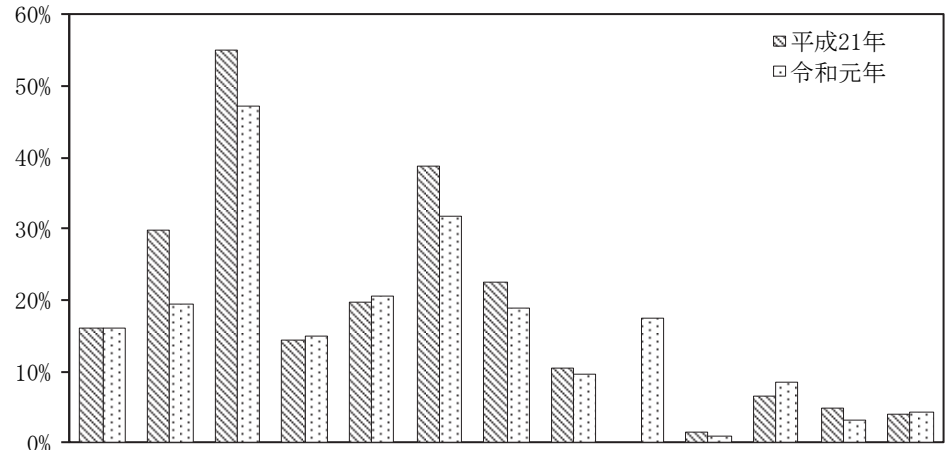
また、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間などでの取組を充実させ、男女共同参画に関する法律や指針等の趣旨や内容についての理解を深め、多様な選択を可能にする職業観・勤労観を育むことに努めます。

⑤ 家庭生活と仕事の両立ができる環境の整備

子育てや介護を含む家庭生活に男女がともに参画することで、仕事と家庭を両立し、安心して子育てや介護ができる環境づくりに努めます。また、子育て支援・介護サービスの充実に努めます。

図表 2-5 女性の人権を尊重していくために必要なこと (〇は3つまで)

単位：nは人、他は%



区分	n	必要なこと													
		発活動を推進する	男女平等意識を確立するための啓発活動	雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保を徹底する	家庭生活と仕事の両立が容易になるような就労環境の整備を図る	あらゆる分野の意思決定の過程に、多くの女性が参画できる措置	男女平等を推進するための教育・学習活動を充実させる	男女が共同して家庭生活や地域活動に携われるような社会づくり	社会的な役割分担を見直す	社会慣習の中にある性別による固定的な役割分担を見直す	女性が被害者になる犯罪の取り締まりを強化する	女性の人権侵害についての相談体制を充実させる	その他	わからない	特に必要だと思わない
全体	平成21年	581	16.0	29.8	54.9	14.3	19.6	38.7	22.5	10.5	-	1.4	6.7	4.8	4.1
	令和元年	570	16.0	19.5	47.2	15.1	20.7	31.9	18.8	9.6	17.5	0.9	8.4	3.2	4.2
性別	男性	265	18.5	18.9	41.9	20.4	20.8	32.5	16.6	9.4	15.8	0.4	9.4	3.8	4.5
	女性	301	13.6	20.3	52.5	10.6	20.6	31.6	20.9	9.6	19.3	1.0	7.6	2.7	3.7
年齢別	20歳代	38	7.9	23.7	65.8	7.9	21.1	26.3	18.4	2.6	28.9	-	10.5	-	2.6
	30歳代	53	15.1	17.0	56.6	9.4	26.4	32.1	22.6	9.4	22.6	1.9	9.4	1.9	1.9
	40歳代	86	14.0	22.1	45.3	11.6	22.1	36.0	25.6	4.7	12.8	1.2	9.3	3.5	2.3
	50歳代	102	15.7	23.5	53.9	13.7	21.6	33.3	15.7	11.8	22.5	2.0	4.9	2.0	4.9
	60歳代	116	16.4	21.6	47.4	21.6	25.0	31.0	21.6	12.9	12.9	-	4.3	1.7	4.3
	70歳以上	172	18.6	14.5	37.8	16.9	14.5	30.8	14.5	10.5	16.3	-	12.2	5.8	5.2
【参考】岐阜県	1,014	14.4	27.8	50.6	16.9	21.0	33.1	19.8	11.5	30.6	1.4	6.6	5.0	1.5	

(注) 平成21年の調査には「女性が被害者になる犯罪の取り締まりを強化する」の選択肢はなかった。

2 子ども

いじめや児童虐待、不登校や家庭への引きこもりといった、子どもの人権に関する問題は依然として厳しい状況にあります。また、出会い系サイトを通じた児童買春など子どもの犯罪被害や、インターネットにおける児童ポルノの氾濫、スマートフォンやインターネットを利用した誹謗・中傷によるいじめなど、子どもの人権侵害が深刻な社会問題となっています。

このような中、これまであらゆる児童相談について児童相談所が対応することとされてきましたが、平成16年に「児童虐待防止法」及び「児童福祉法」が改正され、平成17年4月から市町村が家庭児童相談に応じることが法律で明確化されました。

県内の子ども相談センター（児童相談所）が対応した児童虐待の相談件数は、平成30年度1,405件（対前年度比28.3%増）で過去最多となっています。増加の要因としては、地域社会や学校、警察、関係機関の関心や理解が進み、発見や通告がしやすい環境が整ったことがあげられます。全国的に急増する虐待に対して、対応する子ども相談センターの人員不足が慢性化していること、センターだけの対応では不十分であることなどが指摘されています。

また、いじめについては、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）が成立しています。この法律では、国、地方公共団体、学校に対しては、いじめ防止基本方針を定めることを求め、さらに学校に対しては、学校が講ずべきいじめの防止等に関する措置や、重大事態への対処等について規定しています。

本町においては、平成17年に「垂井町要保護児童対策地域協議会」を設置して多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保し、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図っています。また、平成25年度には、「垂井町子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援に関する課題や施策について協議しています。平成31年4月には、保健センターにおいて「垂井町子育て世代包括支援センター事業」を開始し、相談・支援の充実を図るとともに、関係機関と連携強化を図っています。

いじめ防止対策としては、研修会や「いじめ等対応支援チーム会議」の開催、児童生徒へのアンケート、スクールアドバイザーの配置などに取り組んでいます。

さらに、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）が成立しています。

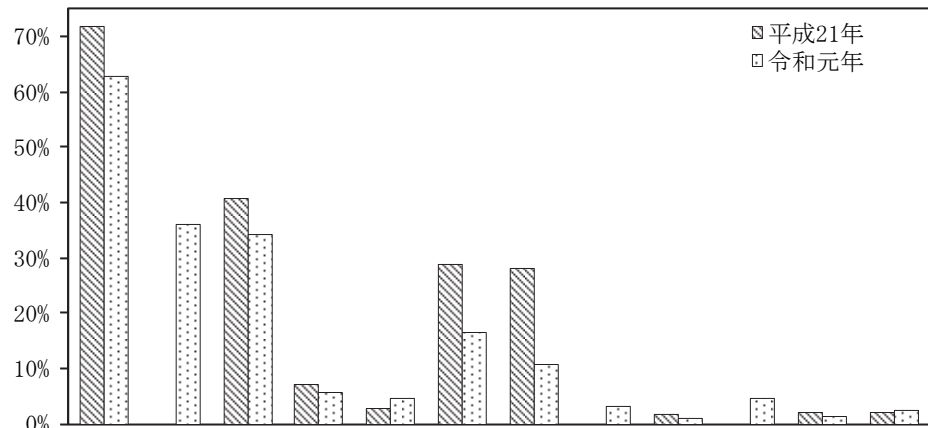
図表 2-6 子ども相談センターにおける児童虐待相談の対応件数

単位：件

年 度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
岐阜県	559	450	672	741	725	779	996	1,018	1,004	1,095	1,405

図表 2-7 子どもの人権で特に問題があると思うこと（○は2つまで）

単位：nは人、他は%



区 分	n		いじめを行う	いじめを見て見ぬふりをする	家庭で親が子どもを虐待する	学校や就職の選択などに関する子どもの意見を親が無視する	学校で教師が体罰を行う	子どもを成績や学歴だけで判断する	暴力や性など子どもに有害な情報が多い	児童買春・児童ポルノ等の対象となる	その他	わからない	特に問題があると思うことはない	無回答
			全体	平成21年 令和元年	581 570	71.9 62.6	- 36.0	40.8 34.2	6.9 5.6	2.9 4.6	28.9 16.3	28.2 10.5	- 3.2	1.5 0.9
性別	男 性	265	61.1	34.3	34.0	6.8	4.9	17.4	10.9	2.6	1.1	3.8	1.5	2.6
	女 性	301	64.1	37.5	34.6	4.7	4.3	15.6	10.3	3.7	0.3	5.6	1.3	2.0
年 齢 別	20 歳 代	38	73.7	31.6	39.5	10.5	5.3	21.1	2.6	5.3	-	7.9	-	-
	30 歳 代	53	75.5	39.6	43.4	3.8	3.8	15.1	18.9	7.5	-	1.9	-	-
	40 歳 代	86	72.1	31.4	38.4	8.1	2.3	16.3	4.7	2.3	2.3	3.5	2.3	2.3
	50 歳 代	102	72.5	44.1	37.3	6.9	5.9	13.7	5.9	4.9	1.0	2.9	-	1.0
	60 歳 代	116	58.6	37.1	39.7	3.4	6.0	16.4	9.5	0.9	0.9	2.6	0.9	0.9
	70歳以上	172	48.3	32.6	22.7	4.7	4.1	17.4	16.3	2.3	-	8.1	2.9	5.8
【参考】岐阜県	1,014	61.7	35.8	37.3	5.7	2.6	15.6	20.0	4.4	1.1	2.4	1.5	1.3	

(注) 平成 21 年の調査には「いじめを見て見ぬふりをする」「児童買春・児童ポルノ等の対象となる」「わからない」の選択肢はなかった。

今後はさらに、家庭、地域社会、学校、行政などがそれぞれの役割を認識し、互いに連携をしながら、住民一人ひとりの人権を尊重することができる、豊かな心をもった子どもの育成や、子どもの人権が十分に保障される安全・安心で健全な社会環境づくりを推進していく必要があります。

■ 施策推進の方向

子どもの視点に立って、住民一人ひとりが家庭や子育てに対する関心を一層高めるとともに、行政のみならず、家庭、地域社会、学校、企業などが連携を図りながら施策を推進します。

① 地域社会全体で子どもを守る意識の醸成

子どもの人権尊重の理念の普及や理解の促進を図るため、関係機関や団体の協力を得ながら、児童の権利に関する条約、宣言、児童虐待防止法の趣旨を周知徹底するなど、地域社会全体で子どもを守り、育てるという意識の醸成を図ります。

② 保育園等における子どもの人権尊重

保育園・幼稚園・こども園においては、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領にそって、人を思いやり、支え合って暮らすことなど、幼児期にふさわしい道徳性の芽生えを培い、心の充実に努めます。また、子どもの人権に十分配慮した幼児教育・保育を行います。

③ 学校教育における子どもの人権尊重

学校においては、生命と人権の尊重を基盤とし、他人に対する優しさや思いやりなど豊かな人間性を育む教育を推進します。また、全教職員が協力した体制でいじめや校内暴力などの早期発見、早期対応に努めます。

④ 児童虐待予防と早期発見、早期対応の推進

児童虐待の早期発見・早期対応をよりきめ細やかに行えるよう、「要保護児童対策地域協議会」の円滑な運営と機能強化を図ります。また、子育て世代包括支援センターを中心とし、乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問等による子育て家庭への指導を行うなど、虐待の予防から継続的、包括的な支援を行います。

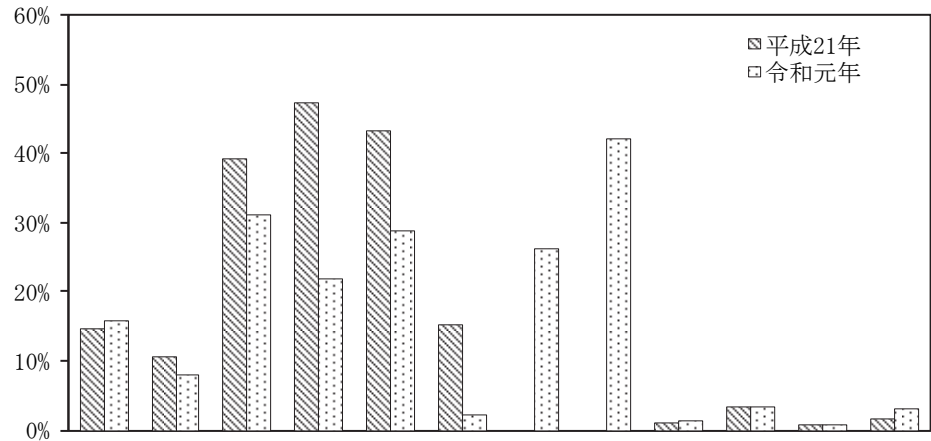
⑤ 青少年健全育成の推進

青少年が健全に育つことのできる社会環境づくりへ向けた啓発活動を積極的に展開するとともに、関係業界に対する働きかけを行うなど、青少年の健全育成に対する気運の醸成を図ります。

また、県の青少年相談機関「青少年SOSセンター」のPRを行うとともに連携強化に努め、相談機能のさらなる充実を図ります。

図表 2-8 子どもの人権を守るために必要なこと（〇は2つまで）

単位：nは人、他は%



区 分		n	子どもの人権相談所や電話相談所を充実させる	子どもの人権を守るための啓発広報活動を推進する	子どもの個性・自主性を尊重するよう社会をつくりあげる	子どもの家庭でのしつけや教育力を向上させる	親の家庭でのしつけや教育力を向上させる	三者が連携して活動に取り組む	家庭・学校・地域の連携意識を高め、強化する	児童買春・児童ポルノ等の取締りを強化する	「自分は大切な存在だ、価値ある存在だ」という実感を持たせる	「子どもに他人も大切にしたいやりの心などを教える」	その他	わからない	特に必要だと思うことはない	無回答
全体	平成21年	581	14.5	10.5	39.1	47.3	43.4	15.1	-	-	0.9	3.3	0.7	1.7		
	令和元年	570	15.8	7.9	31.2	21.8	28.9	2.1	26.1	42.1	1.4	3.2	0.7	3.0		
性別	男性	265	16.6	9.8	30.9	25.7	27.5	0.8	19.2	42.3	1.9	3.8	0.8	3.0		
	女性	301	15.3	6.3	31.9	18.3	30.6	3.3	32.2	41.9	1.0	2.7	0.3	2.7		
年齢別	20歳代	38	21.1	7.9	34.2	23.7	36.8	5.3	26.3	31.6	-	7.9	-	-		
	30歳代	53	11.3	11.3	24.5	24.5	39.6	1.9	32.1	49.1	1.9	3.8	-	-		
	40歳代	86	10.5	2.3	40.7	19.8	24.4	1.2	38.4	43.0	3.5	3.5	-	1.2		
	50歳代	102	20.6	7.8	24.5	25.5	40.2	3.9	23.5	36.3	2.9	1.0	-	2.0		
	60歳代	116	14.7	6.0	32.8	22.4	26.7	0.9	24.1	46.6	-	0.9	0.9	3.4		
	70歳以上	172	16.9	11.0	31.4	18.6	21.5	1.7	20.9	41.9	0.6	4.7	1.2	5.8		
【参考】岐阜県		1,014	18.4	7.4	22.2	25.4	35.2	5.3	25.0	40.1	1.6	2.6	1.0	0.8		

(注) 平成 21 年の調査には「『自分は大切な存在だ、価値ある存在だ』という実感を持たせる」「子どもに他人も大切にしたいやりの心などを教える」の選択肢はなかった。

3 高齢者

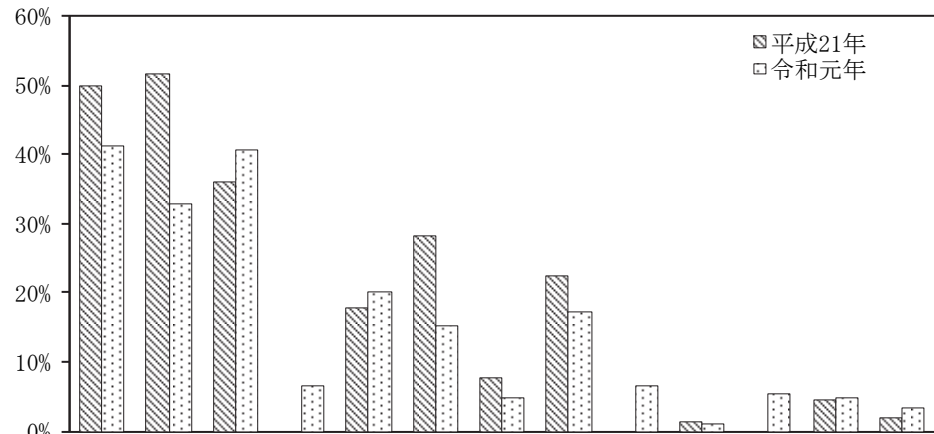
わが国の高齢化率は平成 31 年 4 月 1 日現在 28.3%となっており、令和 7（2025）年には 30.0%、令和 18（2036）年には 33.3%となり、3人に1人が高齢者という社会を迎えると予測されています。本町の高齢化率は、平成 31 年 4 月 1 日現在 29.9%と全国平均より高い状況にあります。このような高齢化・長寿化の進展に伴い、ねたきりや認知症により支援や介護を必要とする高齢者が急速に増加しています。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。高齢化の進展は、経済的困窮、悪徳商法、虐待、財産管理などにかかわるトラブルの増加をもたらす可能性があり、高齢者の人権を侵害する恐れがあります。このため、高齢者の権利擁護を図るため、成年後見制度利用支援事業が創設され（平成 13 年度）、また高齢者への虐待防止を目的とした「高齢者虐待防止法」が制定されました。

介護保険制度においては、「地域包括支援センター」が高齢者の権利擁護や虐待防止の相談・支援等の業務を担う総合相談窓口として位置づけられました。しかし財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、超高齢社会における喫緊の課題であるにもかかわらず、十分に成年後見制度等の活用が進まなかったことから、平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成 28 年法律第 29 号)が成立しました。

町民意識調査においても、高齢者の人権で特に問題があるとして、「悪徳商法や特殊詐欺の被害が多い」が高くなってきており、高齢者を社会全体で支え、見守っていく必要があると言えます。

図表 2-9 高齢者の人権で特に問題があると思うこと（〇は3つまで）

単位：nは人、他は%



区分		n	経済的に自立が困難	働ける能力を發揮する機会が少ない	悪徳商法や特殊詐欺の被害が多い	虐待をする	家庭内での介護において劣悪な処遇や虐待をする	病院や介護施設において劣悪な処遇や虐待をする	高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにする	高齢者を子どもまたは幼児扱いする	高齢者の意見や行動を尊重しない	アパート等への入居を拒否される	その他	わからない	特に問題があると思うことはない	無回答
全体	平成21年	581	49.9	51.8	36.1	-	17.7	28.1	7.6	22.5	-	1.4	-	4.6	1.9	
	令和元年	570	41.1	32.8	40.7	6.5	20.2	15.1	4.7	17.2	6.5	1.1	5.3	4.9	3.3	
性別	男性	265	41.5	33.6	44.5	6.4	20.0	15.8	5.7	17.7	3.8	0.8	5.3	6.4	3.0	
	女性	301	40.9	31.6	37.9	6.6	20.3	14.0	4.0	16.6	9.0	0.7	5.3	3.7	3.7	
年齢別	20歳代	38	55.3	36.8	47.4	10.5	28.9	15.8	2.6	5.3	7.9	-	7.9	-	-	
	30歳代	53	45.3	32.1	37.7	5.7	26.4	13.2	7.5	5.7	7.5	1.9	9.4	1.9	1.9	
	40歳代	86	38.4	34.9	44.2	8.1	17.4	15.1	7.0	8.1	5.8	1.2	5.8	4.7	1.2	
	50歳代	102	46.1	37.3	47.1	10.8	27.5	15.7	2.9	12.7	9.8	-	5.9	2.9	2.0	
	60歳代	116	50.0	35.3	37.1	3.4	19.8	19.0	5.2	19.8	9.5	0.9	2.6	4.3	2.6	
	70歳以上	172	29.1	26.2	37.8	4.7	14.0	11.6	4.1	28.5	2.3	1.2	4.7	8.7	7.0	
【参考】岐阜県		1,014	50.1	40.4	38.3	16.0	31.2	23.4	19.3	5.4	3.9	4.9	1.0	4.6	0.8	

(注) 平成 21 年の調査には「家庭内での介護において劣悪な処遇や虐待をする」「アパート等への入居を拒否される」「わからない」の選択肢はなかった。

■ 施策推進の方向

「いきがい長寿やすらぎプラン21」や「地域福祉計画」にそって、各種施策の着実な推進を図ります。

① 認知症施策の充実

認知症高齢者の介護の負担軽減を図る観点から、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の地域密着型サービスの整備を促進するとともに、必要なサービスを抵抗感なく利用できるよう啓発を推進します。

② 地域の見守り・ささえあいの推進

認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、日頃の緩やかな見守り・ささえあいの体制の整備を、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の関係団体と協力して推進します。また、認知症サポーターの養成や認知症カフェの事業を通して、認知症についての理解を広めていきます。

③ 高齢者相談の充実

日常における高齢者の心配ごとについて、地域包括支援センターを中心とした高齢者相談の充実を図るとともに、消費者被害等のトラブルに巻き込まれないよう、情報提供に努めます。

④ 成年後見制度の利用促進

成年後見制度を必要とする人が、介護サービスの利用者契約を適切に行われるよう、制度の周知を図るとともに、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関の設置に向け、圏域、近隣市町と協議して体制の整備を図ります。

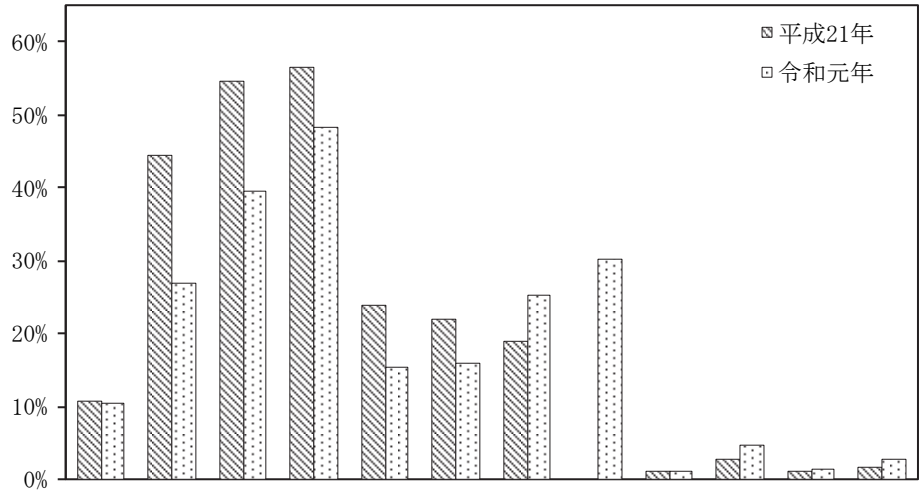
⑤ 生きがい活動の支援

高齢者の健康づくりと生きがいづくりとして、生涯学習、軽スポーツ、交流事業、ボランティア活動等を推進します。

また、高齢者の就労・雇用促進については、シルバー人材センターの活用を図るとともに、関係機関との連携を強化し、企業に対して高齢者の継続雇用等を働きかけていきます。

図表2-10 高齢者の人権を守るために必要なこと（〇は3つまで）

単位：nは人、他は%



区分		n	敬老の日などの行事を通じ、高齢者福祉の関心と理解を深める	高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てる機会を設ける	高齢者が能力や知識、経験を生かして活躍できる機会を増やす	高齢者の生活の安定を図る	年金や住宅、福祉、医療サービス等で、高齢者の生活や権利を守る制度を充実させる	高齢者一人ひとりにあつた施策を充実させる	駅階段や道路の段差の解消、公共交通機関の整備を促進する	地域で高齢者を支えていく仕組みをつくる	その他	わからない	特に必要だと思ふことはない	無回答
全体	平成21年	581	10.7	44.4	54.6	56.6	23.8	21.9	18.8	-	1.0	2.6	1.2	1.5
	令和元年	570	10.4	27.0	39.5	48.4	15.3	15.8	25.3	30.2	1.2	4.6	1.4	2.6
性別	男性	265	9.1	29.4	43.0	47.9	14.0	17.4	23.4	30.6	1.5	4.2	1.5	2.6
	女性	301	11.6	24.9	36.5	48.8	16.6	14.6	26.9	30.2	1.0	5.0	1.0	2.3
年齢別	20歳代	38	5.3	15.8	50.0	44.7	21.1	10.5	34.2	23.7	2.6	7.9	-	-
	30歳代	53	-	18.9	43.4	49.1	20.8	20.8	17.0	34.0	-	7.5	-	1.9
	40歳代	86	5.8	25.6	40.7	34.9	17.4	16.3	26.7	32.6	2.3	9.3	1.2	2.3
	50歳代	102	6.9	28.4	46.1	53.9	13.7	12.7	25.5	30.4	2.0	2.9	2.9	2.0
	60歳代	116	12.1	26.7	43.1	59.5	12.1	25.0	16.4	31.0	-	0.9	0.9	1.7
	70歳以上	172	18.0	32.0	29.1	44.8	14.5	11.0	30.8	29.1	1.2	4.1	1.2	4.7
【参考】岐阜県		1,014	8.3	31.6	45.7	53.0	19.5	22.0	22.8	36.9	1.7	3.4	2.1	0.7

(注) 平成21年の調査には「地域で高齢者を支えていく仕組みをつくる」の選択肢はなかった。

4 障がい者

平成18年、国連総会において、障がいのある人に対する差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的とした「障害者権利条約」が採択され、わが国は翌年この条約に署名しました。これを受け、条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする制度の集中的な改革が進められました。「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）の改正（平成23年）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。平成25年に名称変更を含めた改正。以下「障害者総合支援法」という。）、「障害者差別解消法」の成立、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）の改正（平成25年6月）など一通りの法整備がなされたことから、平成26年1月に障害者権利条約を批准しました。

障害者権利条約や障害者基本法の改正で示された新しい考え方では、障がいのある人が生活の中で大変な思いをしているのは、その人の障がいのせいではなく、障がいのある人を生きづらくさせている社会の問題であるという「社会モデル」的観点から障がいを広くとらえています。そして、障がいのある人が他の人と同じように、教育、労働、雇用、社会保障の権利などが保障され、障がいのある人が就職する際や教育を受けるときに、事業者や学校側に過度の負担にならない範囲での「合理的配慮」を義務付けています。

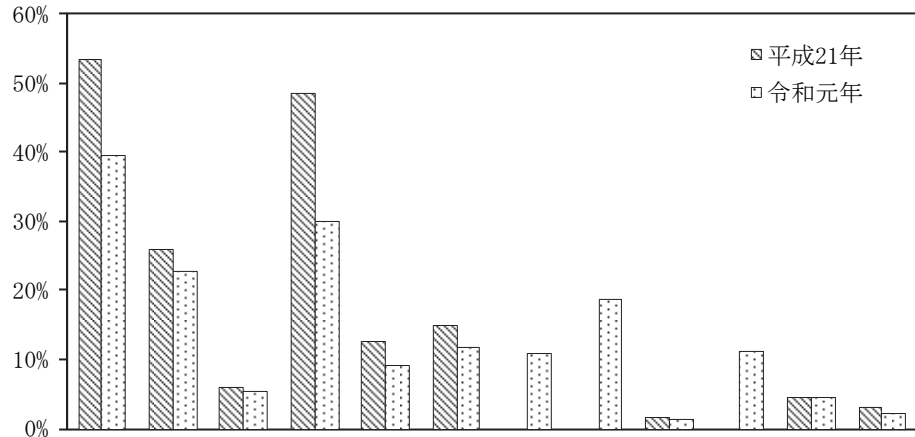
言い換えれば、障がいのある人をありのまま受け入れるように、社会のほうが変わっていく必要があるということです。この考え方の根底にあるのは、ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの考え方であり、障がい者施策はすべてが人権にかかわるものであると言っても過言ではありません。

本町では、平成29年3月に「第3次垂井町障がい者計画（計画期間：平成29年度～令和2年度）」を策定し、「地域ぐるみで支えあう町づくり」を基本理念として、各種施策を推進してきました。また、「障害者総合支援法」に基づく「垂井町障がい福祉計画」及び「児童福祉法」に基づく「垂井町障がい児福祉計画」を3年ごとに策定し、「垂井町障がい者計画」と一体となって障害福祉サービスをはじめとするサービスの充実に努めています。

今回実施した町民意識調査において、現在関心をもっている人権問題として31.1%の人が「障がいのある人の人権問題」をあげており、関心は高いと言えます。特に問題がある内容としては、「障がいのある人の生活上の不便さなどに関する人々の認識の欠如」（39.6%）、「就労の機会が少なく、また職種もかぎられている」（30.0%）が30%以上の高い割合となっています。

図表 2-11 障がいのある人の人権で特に問題があると思うこと（〇は2つまで）

単位：nは人、他は%



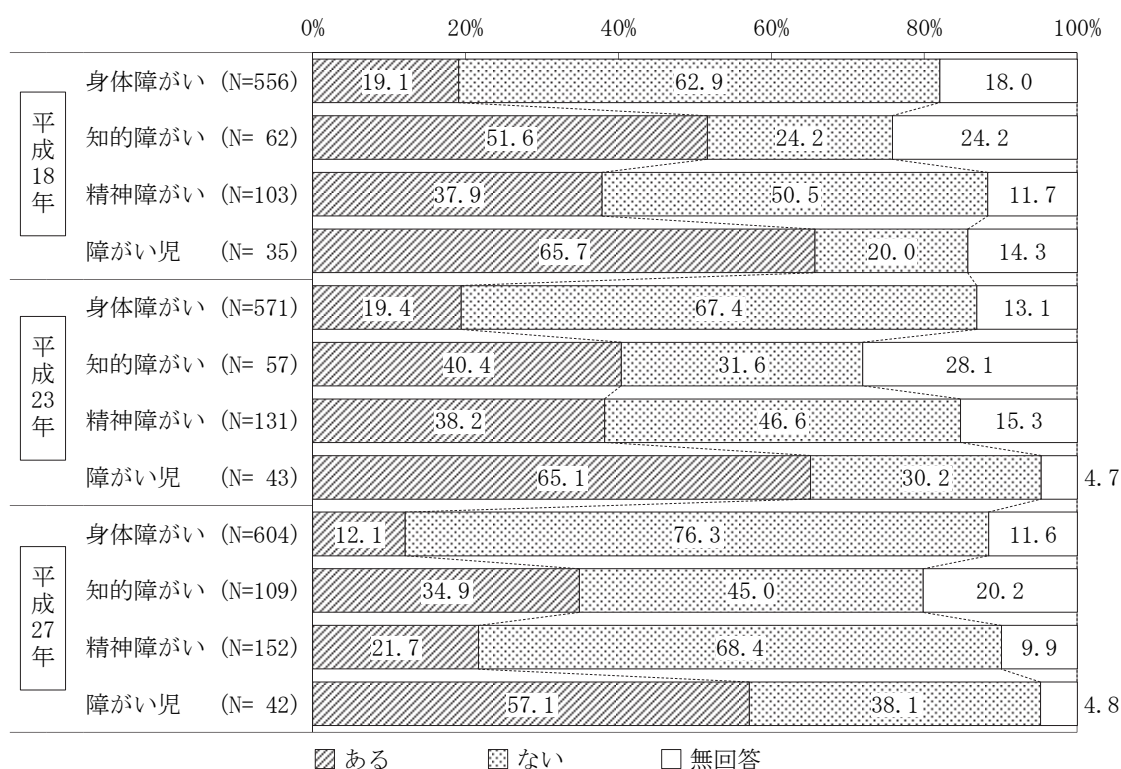
区分	n	障がいのある人の人権で特に問題があると思うこと												
		障がいのある人の生活上の不便さなどに関する人々の認識の欠如	道路の段差や駅の建物など、外出に支障がある	スポーツ活動や文化活動などへの参加に配慮がなされていない	就労の機会が少なく、また職種もかぎられている	障がいのある人の暮らしに適した住宅が身近な地域に少ない	身近な地域での福祉サービスが十分でない	周囲からじろじろ見られたり、避けられたりする	障がいを理由に差別的な取扱いや配慮のない対応をされる	その他	わからない	特に問題があると思うことはない	無回答	
全体	平成21年	581	53.5	26.0	6.0	48.5	12.7	14.8	-	-	1.7	-	4.6	2.9
	令和元年	570	39.6	22.8	5.3	30.0	9.1	11.8	10.9	18.8	1.2	11.2	4.6	2.3
性別	男性	265	40.4	24.2	6.4	33.2	9.8	13.6	10.9	17.4	1.9	9.1	4.5	1.9
	女性	301	38.9	21.3	4.0	27.2	8.6	10.3	11.0	19.9	0.7	13.0	4.7	2.7
年齢別	20歳代	38	39.5	26.3	2.6	39.5	5.3	18.4	13.2	13.2	-	15.8	-	-
	30歳代	53	45.3	18.9	9.4	20.8	3.8	11.3	20.8	32.1	1.9	7.5	1.9	1.9
	40歳代	86	46.5	24.4	4.7	26.7	16.3	10.5	17.4	26.7	1.2	10.5	2.3	-
	50歳代	102	40.2	20.6	5.9	39.2	10.8	11.8	10.8	15.7	2.0	7.8	3.9	2.0
	60歳代	116	42.2	21.6	7.8	30.2	5.2	14.7	8.6	19.8	-	10.3	4.3	0.9
	70歳以上	172	32.0	23.8	2.3	26.7	9.9	9.3	5.8	12.8	1.7	14.5	8.1	5.2
【参考】岐阜県	1,014	46.1	20.0	3.7	35.9	11.0	11.9	12.6	21.9	1.0	8.0	3.9	0.8	

(注) 平成 21 年の調査には「周囲からじろじろ見られたり、避けられたりする」「障がいを理由に差別的な取扱いや配慮のない対応をされる」「わからない」の選択肢はなかった。

平成27年に行った障がい児・者へのアンケートによると、「これまでに障がいがあるために差別をうけたり、いやな思いをしたこと」が「ある」と答えたのは、身体障がい者が12.1%、知的障がい者が34.9%、精神障がい者が21.7%、障がい児が57.1%となっています。障が

いのある人の人権問題への関心が高まっていることもあり、これまでの調査と比べると、「ある」は低下する傾向にあり、障がい児・者への理解は進んできていると考えられます。しかし、障がい児における割合が50%以上と依然として差別意識が高いことから、福祉教育などによりさらなる障がいへの理解啓発が必要とされています。また、障害福祉サービス等の提供体制の整備やインクルーシブ教育、インクルージョンといった新しい考え方への対応など課題は少なくないため、障がいのある人もない人も地域でともに支え合い暮らし続けることのできる町を目指し、こうした課題に取り組んでいく必要があります。

図表 2-12 いやな思い



■ 施策推進の方向

障がい児・者が地域で安心して自分らしく暮らせるように、「垂井町障がい者計画」等にそって、障がいへの理解促進・啓発、障害福祉サービス等の質・量の充実、就労をはじめとした障がい児・者の社会参加のための施策を推進します。

① 理解促進・啓発

障がいに対する理解促進・啓発を図るため、町の広報紙や社会福祉協議会の機関紙、講演会等あらゆる機会を活用して広報・啓発活動を推進します。

また、福祉教育の推進に努め、障がいの特性や障がいのある人についての正しい理解を図ることにより、差別の解消を促進します。

町職員についても研修会などを通じて、資質の向上を図ります。

② 権利擁護

判断能力の低下した障がいのある人の権利を擁護するための「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」の周知に努めるとともに、関係機関と連携して相談支援体制の充実に努めます。

③ 虐待への対応

県、岐阜県権利擁護センター、その他関係機関と連携して、障がい者虐待の予防、早期発見・早期対応に努めます。

また、相談窓口を充実させるとともに、早期発見・早期対応に向け情報の共有化を図り、地域と関係機関のネットワークの強化を進めます。

④ 社会参加の促進

スポーツ・文化・レクリエーション活動への参加機会の提供、参加しやすい環境整備などを進め、障がいのある人のさまざまな活動への参加を促進していきます。聴覚や言語に障がいのある人については、社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者を派遣する意思疎通支援事業の利用を促進します。

障がいのある人の就労については、不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会を活用し関係機関と連携して、就労機会の拡大や職場定着を図ります。また、さまざまな就労形態の場の確保や工賃アップを目指した取組を推進します。

⑤ 生活環境の整備促進

障がいのある人はもちろん、だれにでも利用しやすいよう、建築物、公共交通機関、道路の整備を進めるユニバーサルデザインの考え方を基本として、住民、民間事業者、行政が一体となって人にやさしいまちづくりを推進します。

また、地域で暮らすことを希望する障がいのある人の居住の場として、グループホームが円滑に整備されるよう、地域住民の障がいのある人に対する正しい理解を普及・啓発します。

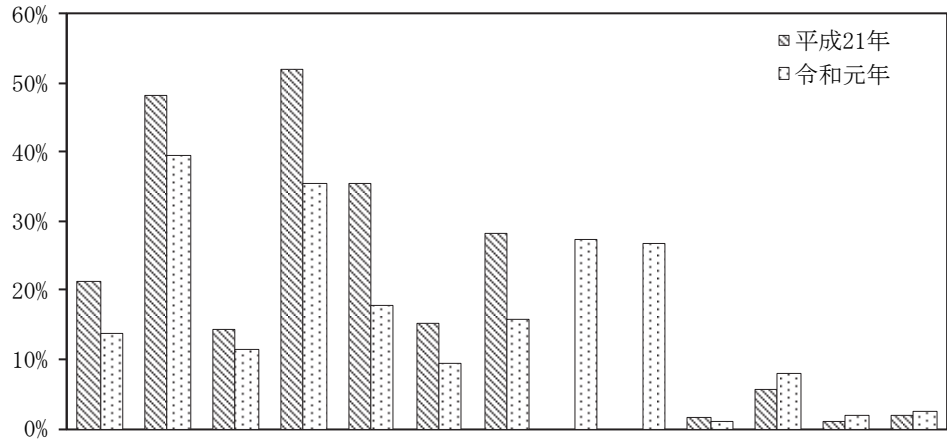
⑥ 特別支援教育

学校教育においては、障がいのある児童と障がいのない児童が可能な限り共に学ぶことができるインクルーシブ教育システムの構築を目指すとともに、児童一人ひとり

の教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育の充実を図ります。

図表 2-13 障がいのある人の人権を守るために必要なこと（〇は3つまで）

単位：nは人、他は%



区分	n	必要なこと													
		の啓発広報活動を推進する	障がいのある人が外出できるような建物の設備や公共交通機関を改善	障がいのある人がスポーツ活動や文化活動に参加しやすくする	障がいのある人の就労機会を確保する	在宅の福祉サービスの拡充や入所施設を整備する	障がいのある人の財産保全や管理のための公的サービスを提供する	障がいのある人のための各種相談や情報提供事業を進める	障がいのある人についての教育を充実させる	学校教育や社会教育で障がいのある人についての教育を充実させる	障がいのある人となない人との交流を若い頃から行う	その他	わからない	特に必要だと思わない	無回答
全体	平成21年	581	21.3	48.2	14.3	52.0	35.5	15.3	28.1	-	-	1.5	5.7	0.9	1.9
	令和元年	570	13.7	39.6	11.4	35.4	17.7	9.5	15.8	27.4	26.7	0.9	7.9	1.9	2.6
性別	男性	265	19.2	41.9	12.1	36.2	18.9	9.1	17.7	27.9	22.3	1.5	6.0	1.9	1.9
	女性	301	8.6	37.5	10.6	34.2	16.9	10.0	13.6	27.2	30.9	0.3	9.3	2.0	3.3
年齢別	20歳代	38	5.3	39.5	5.3	36.8	18.4	13.2	13.2	34.2	34.2	2.6	10.5	-	-
	30歳代	53	11.3	39.6	11.3	17.0	17.0	11.3	9.4	43.4	34.0	1.9	7.5	1.9	1.9
	40歳代	86	17.4	36.0	9.3	32.6	11.6	12.8	11.6	39.5	31.4	2.3	10.5	-	-
	50歳代	102	8.8	36.3	10.8	51.0	16.7	13.7	16.7	22.5	29.4	-	5.9	2.9	2.9
	60歳代	116	15.5	39.7	15.5	34.5	19.0	9.5	24.1	25.0	19.8	-	5.2	0.9	1.7
	70歳以上	172	15.7	43.0	11.0	32.6	20.9	4.1	13.4	19.8	23.8	0.6	9.3	3.5	5.2
【参考】岐阜県	1,014	11.9	44.4	11.6	42.9	26.1	11.0	19.7	33.8	29.1	1.2	6.1	1.8	1.2	

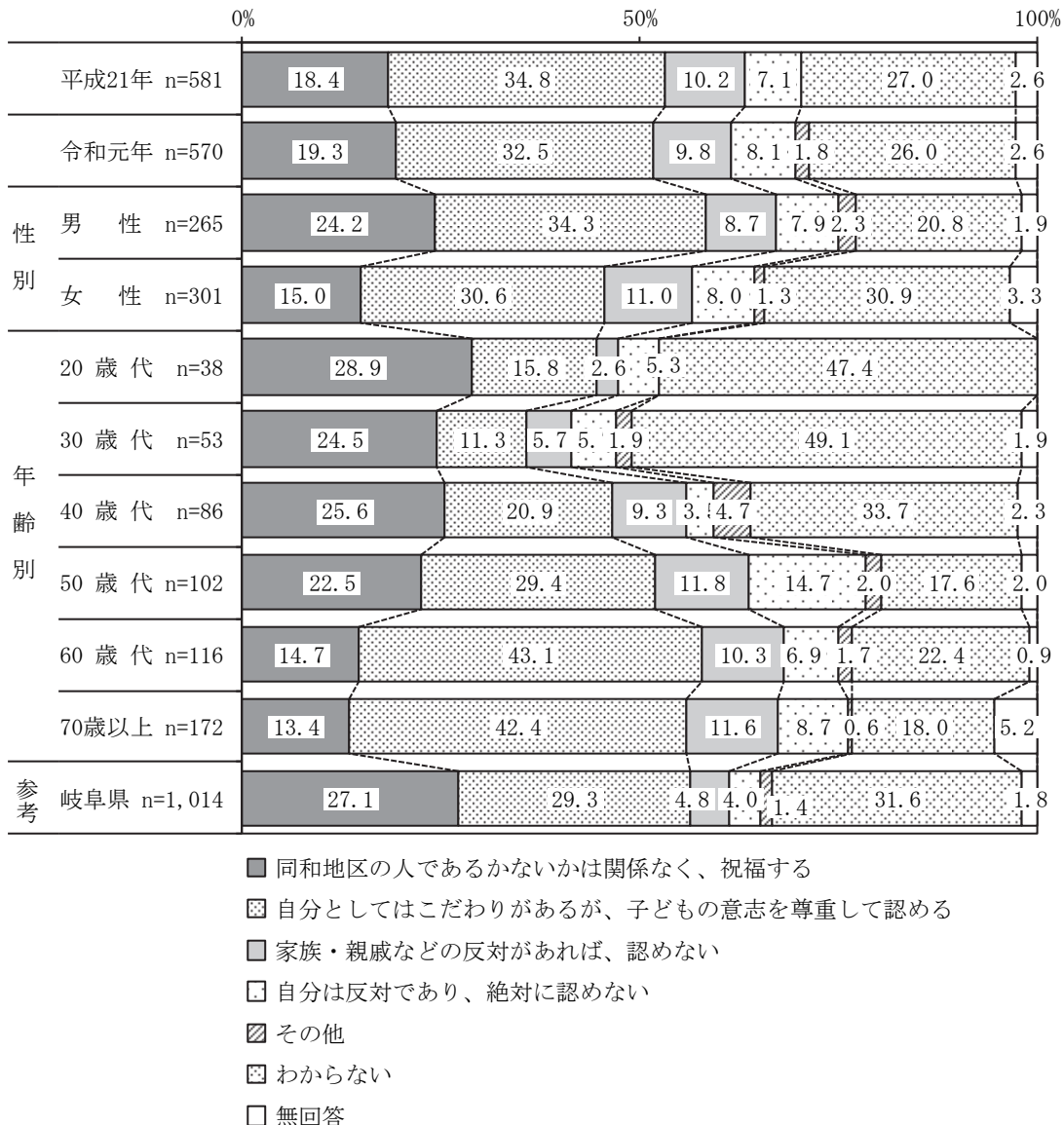
(注) 平成 21 年の調査には「学校教育や社会教育で障がいのある人についての教育を充実させる」「障がいのある人となない人との交流を若い頃から行う」の選択肢はなかった。

5 同和問題（部落差別）

同和問題（部落差別）は、特定の地域出身者であることや、そこに住んでいるというだけで、今なお結婚を妨げられたり、就職で不平等に扱われたり、その他、日常生活の上でいろいろな差別を受けるという日本固有の重大な人権問題です。

国では、同和対策の早期解決に向けて、昭和44年の「同和対策事業特別措置法」（昭和44年法律第60号）以来、「地域改善対策特別措置法」（昭和57年法律第16号）、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和62年法律第22号）と、3度にわたる特別措置法に基づいて地域改善対策事業が進められましたが、平成14年3月末に同事業を終了し、教育、就労、産業等の残された課題については、一般施策により対応することとしました。

図表2-14 自分子どもが同和地区出身の人と結婚すると知ったときの対応

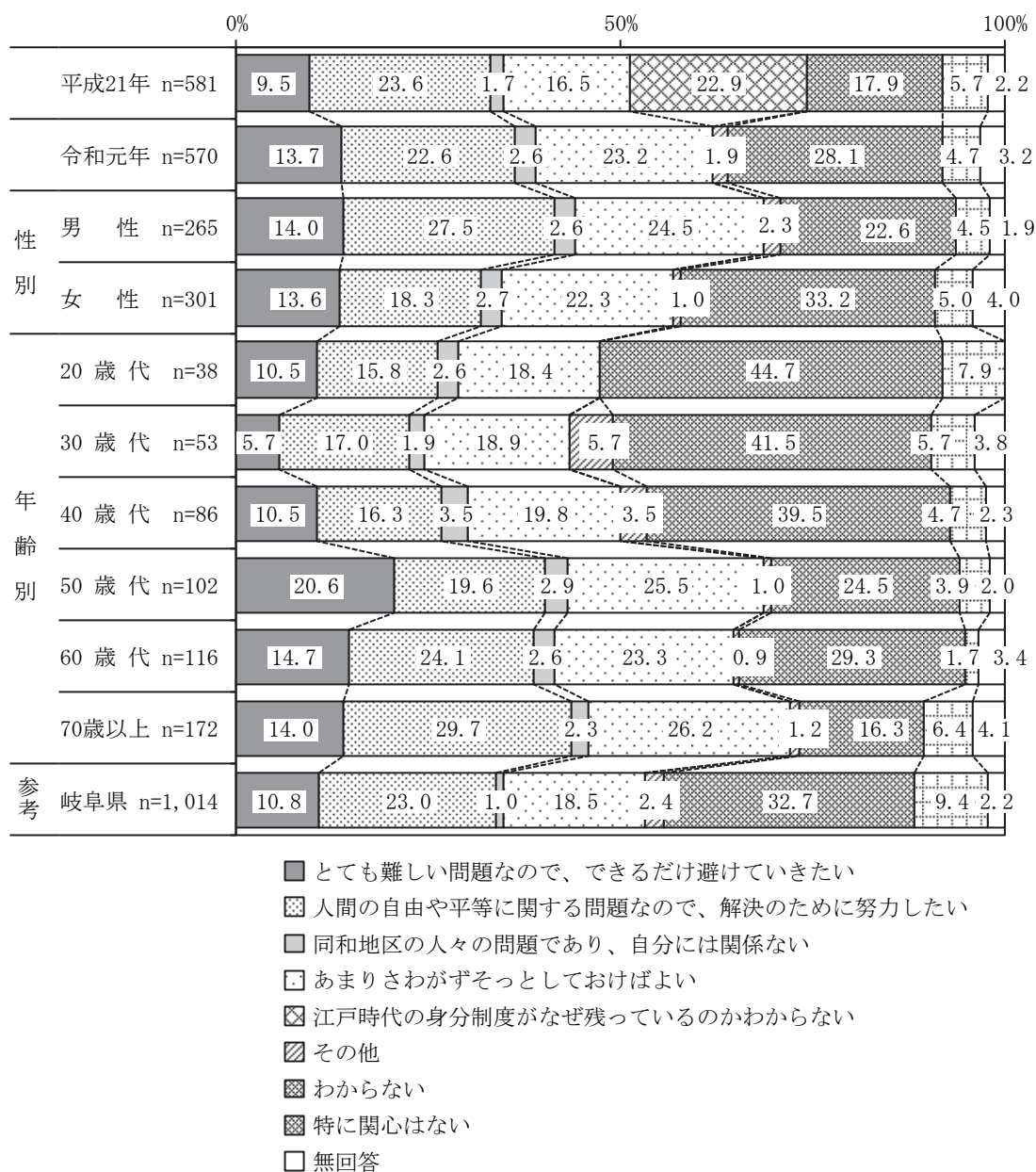


(注) 平成21年の調査には「その他」の選択肢はなかった。

しかし、現在でも特定の地域出身者に対する結婚における偏見・差別、インターネット上の差別情報の流布などの同和問題に関する差別事象が発生しています。また、同和問題への無理解などを口実に不当な要求をしたり、高額な書籍を売りつけたりする「えせ同和行為」は、差別を助長して問題解決を遅らせる行為であり、住民が誤った認識をもつことにつながりかねないなど問題です。このように依然として続く、また形を変えて行われる部落差別の現状を踏まえ、平成28年に「部落差別解消推進法」が公布・施行されました。

町民意識調査にも表れているように、自分の子どもの結婚となると依然として高年齢層

図表 2-15 同和問題についての考え方



(注) 平成21年の調査では「その他」の選択肢はなく、「江戸時代の身分制度がなぜ残っているのかわからない」が採用されていた。

にはこだわりがある人が多くなっています。また、同和問題についての考え方としては、「あまりさわがずそっとしておけばよい」(23.2%)や「わからない」(28.1%)が高い割合となっています。

同和問題の解決のためには、新しく制定された法律の基本理念を踏まえ、住民一人ひとりが同和問題に対し正しい理解と認識を深め、同和問題は人権問題であるという認識をもち、だれもが生まれた場所や住む場所で人を判断することのない社会になるよう、主体的に取り組む姿勢が大切です。そのためにも、一層の効果的な人権教育・人権啓発活動を推進することが必要です。

■ 施策推進の方向

① 教育・啓発の推進

学校教育や社会教育において、人権啓発の講演会等の取組や研修会を通して、同和問題は人権問題であることの浸透を図り、さまざまな人権問題と併せ、差別をなくす教育と啓発を推進します。

② えせ同和行為の根絶

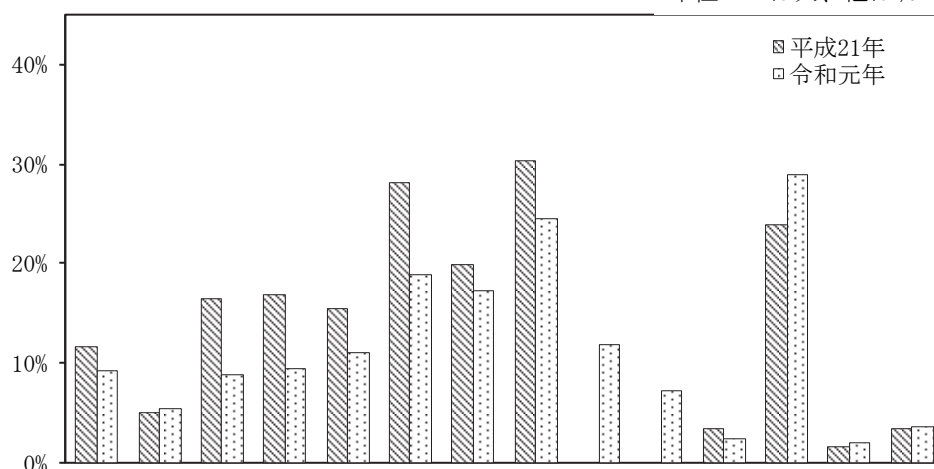
同和問題を口実に、高額な図書購入や公共事業に介入するなど不当な要求を行う「えせ同和行為」は、同和問題に対する誤った意識を植え付けるだけでなく、同和問題の解決を阻害する大きな要因となっていることから、えせ同和行為を排除し被害を未然に防ぐため、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発を行うとともに、関係機関等との連携を図り、相談や情報の提供に努めます。

③ 企業等への啓発

県等関係機関と連携して、企業における人材の採用選考にあたっては、差別や偏見のない公正な採用や選考、人事管理などについて啓発を推進します。また、パワーハラスメントなど職場の人権問題、女性の人権問題などと併せて啓発を行っていきます。

図表 2-16 同和問題を解決する方法 (〇は3つまで)

単位：nは人、他は%



区分	n	解決方法														
		同和地区の生活環境をよくする	同和地区の人々の収入の安定向上を図る	同和地区の人々の教育水準を高め、生活力を向上させる	同和地区の人々の働きかけ	差別の実態を知らせる機会を増やすなど同和地区外へ働きかける	区内の人々と交流する	住民が同和問題に関する意識を高め、同和地区内の人々と交流する	同和地区内外の人々がともに理解を深め、相互に交流する	口にださないで、そっとしておけば自然になくなる	人権を尊重する教育・啓発活動を積極的に行う	えせ同和行為を排除する	インターネットによる差別を助長するような情報の防止対策の充実	その他	わからない	特に問題になっていない
全体	平成21年	581	11.7	5.0	16.4	16.9	15.5	28.2	19.8	30.3	-	-	3.4	23.9	1.7	3.4
	令和元年	570	9.3	5.4	8.9	9.5	11.1	18.8	17.2	24.4	11.9	7.2	2.5	28.9	2.1	3.7
性別	男性	265	11.3	7.9	10.6	12.1	14.3	24.5	17.7	24.9	15.1	6.8	3.8	22.3	2.3	3.0
	女性	301	7.6	3.3	7.6	7.3	8.0	13.6	16.6	24.3	9.3	7.6	0.7	35.2	2.0	4.0
年齢別	20歳代	38	5.3	7.9	5.3	2.6	5.3	10.5	15.8	15.8	5.3	2.6	2.6	55.3	2.6	-
	30歳代	53	17.0	7.5	9.4	15.1	3.8	13.2	18.9	17.0	13.2	5.7	3.8	39.6	-	1.9
	40歳代	86	8.1	4.7	9.3	14.0	5.8	16.3	15.1	18.6	14.0	5.8	1.2	36.0	1.2	2.3
	50歳代	102	9.8	4.9	7.8	15.7	10.8	18.6	15.7	21.6	13.7	7.8	2.0	22.5	3.9	3.9
	60歳代	116	6.9	4.3	9.5	7.8	15.5	17.2	11.2	33.6	19.8	12.9	2.6	29.3	-	1.7
	70歳以上	172	9.9	5.8	9.9	4.7	14.0	24.4	22.7	27.3	5.8	5.2	2.3	20.3	3.5	6.4
【参考】岐阜県	1,014	14.1	6.8	14.0	16.2	11.7	21.0	17.2	24.8	16.4	10.7	3.3	32.3	4.9	1.7	

(注) 平成21年の調査には「えせ同和行為を排除する」「インターネットによる差別を助長するような情報の防止対策の充実」の選択肢はなかった。

6 外国人

国勢調査によると、本町の外国人人口は減少傾向にありますが、一方で、経済のグローバル化の進展により、在住外国人の定住化は増加すると予想されます。国別にみるとブラジルが最も多く、次いで中国となっています。また、本町の住民基本台帳での外国人人口は、令和元年10月時点で855人であり、東地区が多くなっています。

外国人の人権については、町民意識調査によると、「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくい」や「外国人についての理解や認識が十分でない」が、特に問題があることとしてあげられています。地域生活においてよく聞かれるのは、外国人のゴミ出しなどに関するトラブルです。言葉が通じないためにコミュニケーションが図られず生じる問題や、生活習慣が理解できないことから生ずる偏見などに対し、言葉についての支援や文化の違いを認めることは重要だと考えられます。多文化共生を推進する観点から、地域でともに暮らしていくための相互理解が必要です。

図表2-17 町内在住の外国人

①国籍別外国人人口の推移

②地区別外国人人口

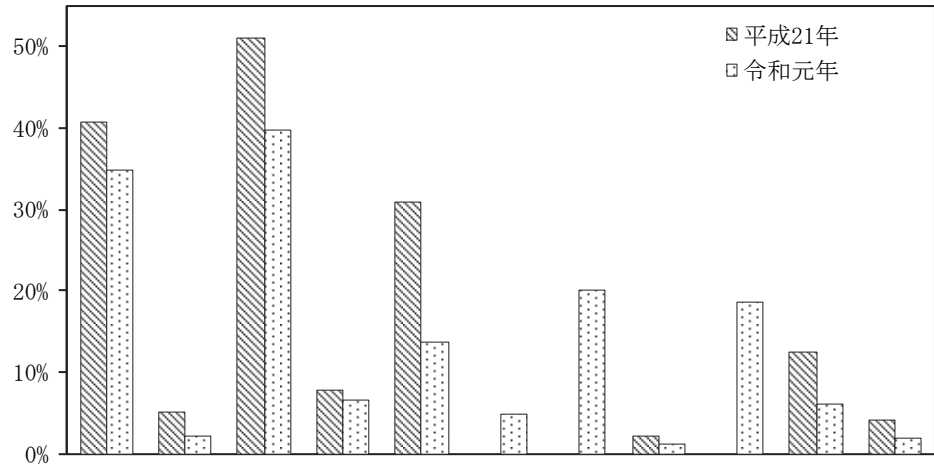
①国籍別外国人人口の推移						②地区別外国人人口	
単位：人						単位：人	
区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	区 分	令和元年
合 計	328	663	865	798	598	合 計	855
韓国・朝鮮	35	35	23	22	23	垂井地区	176
中 国	20	88	176	188	169	東 地区	247
東南アジア ・南アジア	10	17	9	20 (フィリピン10) (タイ 8)	33 (フィリピン17) (ベトナム12)	宮代地区	142
ブラジル	233	494	612	521	286	表佐地区	184
ペルー	25	20	29	19	22	栗原地区	23
その他・国籍不詳	5	9	16	28	65	府中地区	77
						岩手地区	6

資料：「国勢調査」、地区別人口は令和元年10月の住民基本台帳人口

町民意識調査ではあまり高い割合ではないものの、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）については、平成28年に「ヘイトスピーチ解消法」が成立、施行したことで社会的関心は高まっていますが、いまだ社会全体に理解が広がったとは言えません。

図表 2-18 外国人の人権で特に問題があると思うこと（〇は2つまで）

単位：n は人、他は%



区 分		n	外国人についての理解や認識が十分でない	住宅を容易に借りることができない	言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくい	外国人の子どもに対し、自国の言葉での教育が行われていない	就職や仕事の内容、待遇などで、不利な条件におかれている	いわゆるヘイトスピーチなどの差別的な発言や行為が行われる	医療、保健、防災など、生活に必要な情報が手に入りにくい	その他	わからない	特に問題があると思うことはない	無回答
全体	平成21年	581	40.8	5.2	50.9	7.9	30.8	-	-	2.2	-	12.4	4.1
	令和元年	570	34.7	2.3	39.8	6.5	13.7	4.9	20.0	1.2	18.6	6.0	1.9
性別	男性	265	38.1	2.6	46.0	6.0	15.8	6.4	15.8	1.5	15.5	5.7	1.1
	女性	301	31.9	2.0	34.2	7.0	12.0	3.7	23.6	1.0	20.9	6.3	2.7
年齢別	20歳代	38	21.1	5.3	39.5	21.1	23.7	2.6	10.5	-	21.1	2.6	-
	30歳代	53	35.8	3.8	47.2	5.7	11.3	7.5	26.4	-	17.0	1.9	1.9
	40歳代	86	29.1	3.5	43.0	7.0	9.3	8.1	25.6	-	17.4	7.0	1.2
	50歳代	102	38.2	2.0	41.2	4.9	16.7	8.8	17.6	1.0	16.7	7.8	1.0
	60歳代	116	44.0	0.9	37.1	6.0	16.4	5.2	23.3	0.9	16.4	2.6	1.7
	70歳以上	172	32.0	1.7	36.6	4.7	11.0	0.6	16.3	2.9	21.5	8.7	3.5
【参考】岐阜県		1,014	34.4	3.7	44.1	4.7	16.7	10.7	19.8	1.7	17.1	8.1	1.7

(注) 平成21年の調査には「いわゆるヘイトスピーチなどの差別的な発言や行為が行われる」「医療、保健、防災など、生活に必要な情報が手に入りにくい」「わからない」の選択肢はなかった。

■ 施策推進の方向

① 相互理解を深める交流活動の推進

各種事業や行事などを通じて相互理解を促進していきます。

② 出前講座等の推進

生涯学習の一環として、地域の企業へ出向き、企業内研修で外国人を含めた人権全般に係る出前講座を実施するなどの啓発活動を推進します。

③ 国際理解教育の推進

学校における国際理解教育の推進を図ります。また、生涯学習において外国の文化や歴史の理解を深めるなど、多文化共生社会の実現を目指した国際理解教育を推進します。

④ 外国人のための日本語講座等の促進

コミュニケーションの円滑化を図るため、関係機関と連携して外国人のための日本語講座等を促進し、言葉による障壁の除去を促進します。

⑤ ポルトガル語通訳窓口の運営

専門的な用語が多く用いられる行政事務について、外国人来庁者の手続きの一助となることを目的に設置した、ポルトガル語通訳の専門窓口を運営します。

⑥ 日本語適応指導員の配置

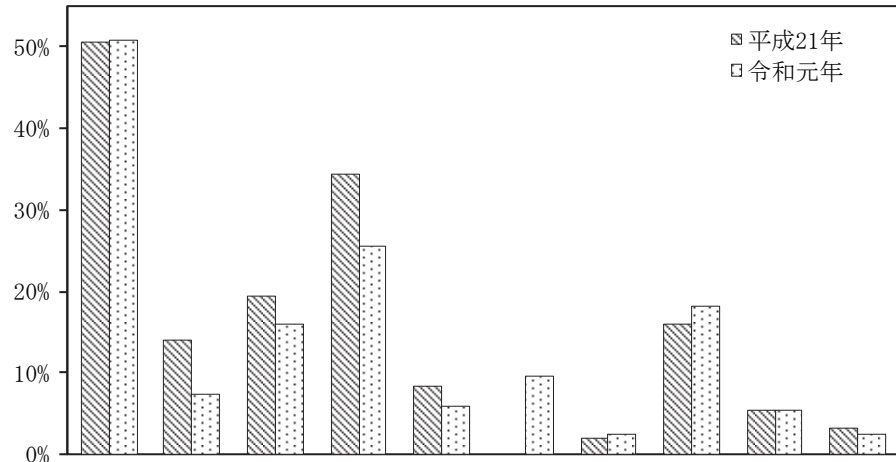
外国籍児童に対して日本語指導を行い、学校での適応能力の向上を目的に、専門的知識や技能を持つ指導員を配置し、支援の充実を図ります。

⑦ ヘイトスピーチの解消

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が行われないよう、啓発活動に取り組みます。

図表 2-19 外国人の人権を守るために必要なこと（〇は2つまで）

単位：nは人、他は%



区分	n	外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める	外国人の住宅の確保に際し不利な取扱いをしない	外国人の子どもが自国の言語で教育を受けることができる環境整備	外国人のための適切な就労の場を確保する	外国人との結婚に対する偏見をなくす	いわゆるヘイトスピーチなどの差別的な発言や行為をなくす	その他	わからない	特に必要だと思わない	無回答	
		全体	平成21年 令和元年	581 570	50.6 50.9	14.1 7.4	19.3 16.0	34.4 25.6	8.4 5.8	- 9.6	1.9 2.5	16.0 18.1
性別	男性	265	54.3	6.4	17.7	25.7	6.8	9.8	3.8	15.5	5.3	1.9
	女性	301	48.2	8.0	14.3	25.9	4.7	9.6	1.0	20.3	5.6	3.3
年齢別	20歳代	38	34.2	7.9	21.1	31.6	5.3	5.3	2.6	28.9	5.3	-
	30歳代	53	49.1	11.3	15.1	28.3	5.7	7.5	7.5	11.3	3.8	3.8
	40歳代	86	55.8	4.7	12.8	18.6	5.8	12.8	2.3	18.6	4.7	2.3
	50歳代	102	48.0	11.8	9.8	31.4	3.9	14.7	2.0	18.6	6.9	2.0
	60歳代	116	56.0	6.0	21.6	26.7	6.9	9.5	0.9	15.5	2.6	2.6
	70歳以上	172	51.2	5.2	16.3	23.3	5.8	7.0	1.7	19.2	7.6	3.5
【参考】岐阜県	1,014	52.6	10.7	14.4	29.2	6.8	17.2	2.5	16.5	6.8	1.6	

(注) 平成21年の調査には「いわゆるヘイトスピーチなどの差別的な発言や行為をなくす」の選択肢はなかった。

7 感染症患者等

感染症については、医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者やその家族に対するさまざまな人権問題が生じています。

H I V感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はありません。しかし、エイズ患者やH I V感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生み、社会生活のさまざまな場面で人権問題となって表れています。

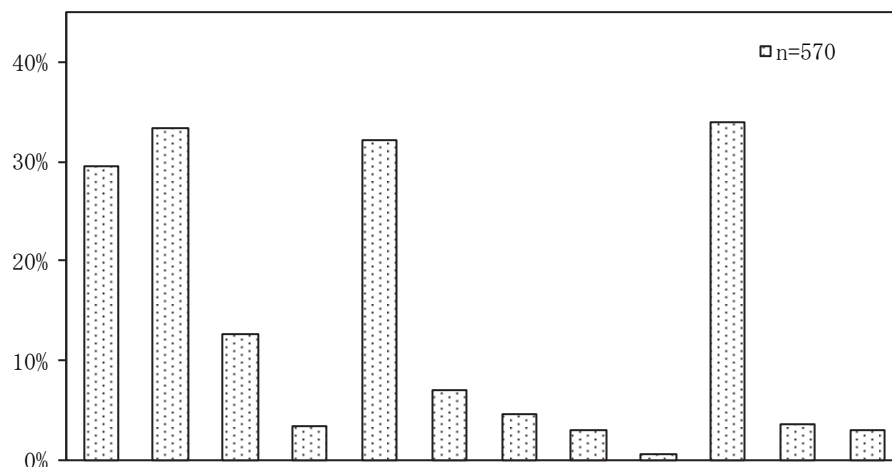
ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌の感染力は極めて弱く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しており、通院による治療で完治します。また、遺伝病でないことも判明しています。しかし、病気に関する正しい知識の普及が不十分であったこと、長期にわたる隔離政策などにより、平成8年に「らい予防法」（昭和28年法律第214号）が廃止された後も、元患者等が社会の差別や偏見に苦しんでいます。元患者等の多くは、治療法が確立されていなかった時代に発病したことによる後遺症や高齢化と相まって、現在も療養所の生活を余儀なくされています。

平成13年には、「ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給等に関する法律」（平成13年法律第63号）が施行され、元患者の生活の保障や人権を回復する施策が推進されてきました。しかし、現在でもハンセン病に対する誤った知識があり、偏見・差別は解消されていません。また、元患者が高齢化していることなどから、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（平成20年法律第82号。以下「ハンセン病問題基本法」という。）が成立しました。

さらに、令和元年6月、隔離政策によって家族も差別などの被害を受けたとして、元患者の家族らが国に損害賠償を求めた訴訟の判決で、熊本地裁は国の賠償責任を認め、国も控訴を見送り、家族の被害を補償する制度が新設されることになりました。これを受け、令和元年11月、ハンセン病隔離政策で差別を受けた元患者家族に対し、最大180万円を支給する「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」（令和元年法律第55号）と、名誉回復を図る「ハンセン病問題基本法」の一部を改正する法律が成立しました。

図表 2-20 感染症患者等の人権で特に問題があると思うこと（○は3つまで）

単位：nは人、他は%



区分	n	結婚の際、周囲に反対される	就職や職場などで不利な扱いをされる	医療機関で治療や入院を断られる	無断でエイズ検査等をされる	差別的な言動をされる	ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難	アパート等への入居を拒否される	宿泊を拒否される	その他	わからない	特に問題があると思うことはない	無回答	
全体	570	29.5	33.3	12.6	3.5	32.1	7.0	4.7	3.0	0.7	33.9	3.7	3.0	
性別	男性	265	34.0	34.0	10.9	4.2	34.3	7.9	3.8	2.6	1.1	30.6	5.3	2.3
	女性	301	25.6	32.6	14.0	3.0	30.2	6.3	5.6	3.3	0.3	36.5	2.3	3.7
年齢別	20歳代	38	31.6	34.2	18.4	5.3	34.2	2.6	2.6	5.3	-	28.9	2.6	-
	30歳代	53	34.0	35.8	20.8	5.7	47.2	7.5	3.8	7.5	1.9	22.6	-	1.9
	40歳代	86	30.2	37.2	10.5	3.5	43.0	8.1	9.3	2.3	-	30.2	3.5	-
	50歳代	102	34.3	42.2	16.7	3.9	34.3	3.9	5.9	2.0	-	31.4	1.0	1.0
	60歳代	116	23.3	33.6	15.5	5.2	29.3	7.8	4.3	0.9	0.9	35.3	4.3	0.9
	70歳以上	172	28.5	24.4	5.2	1.2	22.1	8.7	2.9	3.5	1.2	40.7	6.4	8.1
【参考】岐阜県	1,014	25.3	46.3	24.9	4.0	45.1	14.3	6.6	3.6	0.8	26.5	4.7	1.6	

■施策推進の方向

① HIV感染者等に関する正しい知識の普及

HIV感染者・エイズ・その他の性感染症患者に対する偏見や差別をなくし、予防を徹底するため、「世界エイズデー」（12月1日）などの機会を活用した広報活動を通じて、正しい知識の普及・啓発を行います。

② 学校教育におけるエイズ教育等の推進

学校教育においては、発達段階に応じて感染症についての正しい知識を身に付けられるよう、エイズ教育などを推進します。

③ ハンセン病に関する正しい知識の普及

ハンセン病に関する正しい知識の普及に努めることにより、元患者及び家族への偏見や差別をなくし、名誉の回復を図ります。

8 インターネットによる人権侵害

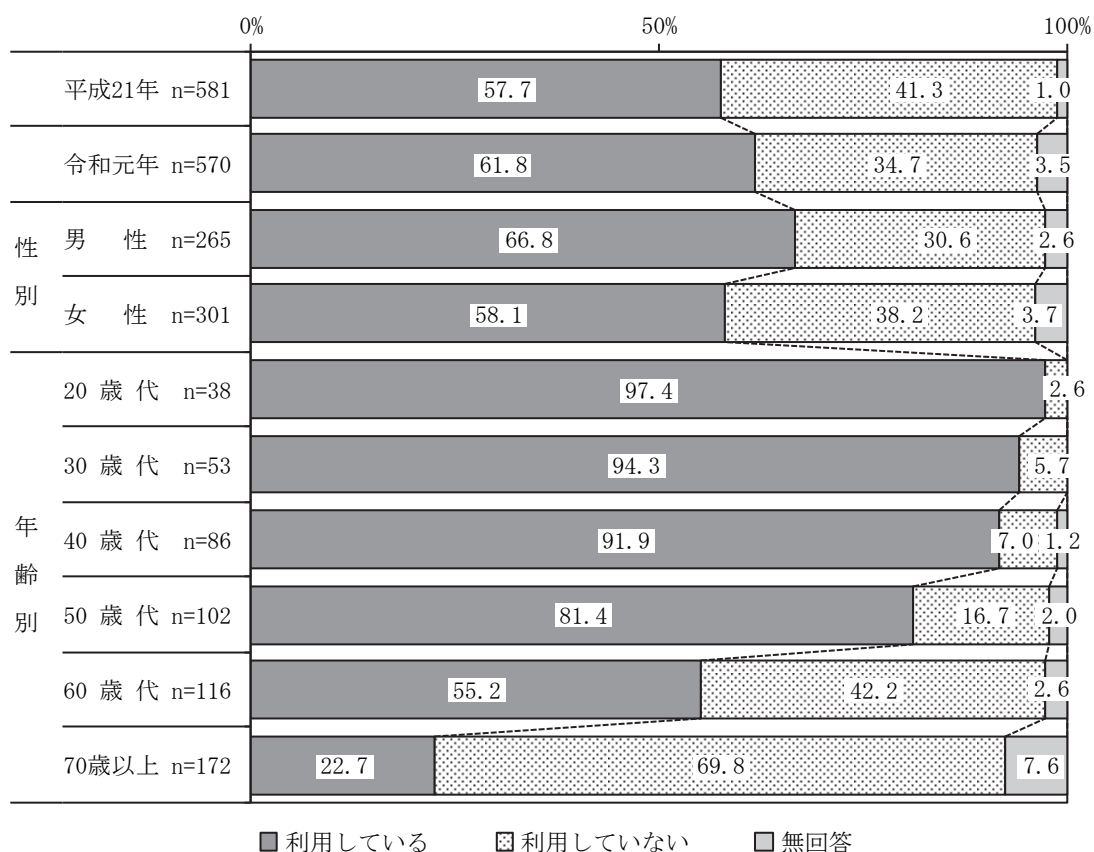
パソコン、携帯電話、スマートフォンなどによるインターネット利用は急速に広まりました。本町においても、20代～40代では90%以上、50代でも80%以上の人が利用しています。

また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や動画共有サイトなどのソーシャルメディアの利用者も急増しています。

これらは、その便利さから利用が広がる一方で、他人への誹謗中傷、個人のプライバシーに関する情報の無断掲示など、人権やプライバシーの侵害につながる行為が急増しています。また、学校裏サイトやネットいじめが社会問題となり、書き込みを苦に自殺を図った青少年も現れています。また、コミュニティサイトに起因する児童買春、児童ポルノの被害児童の増加が懸念されています。

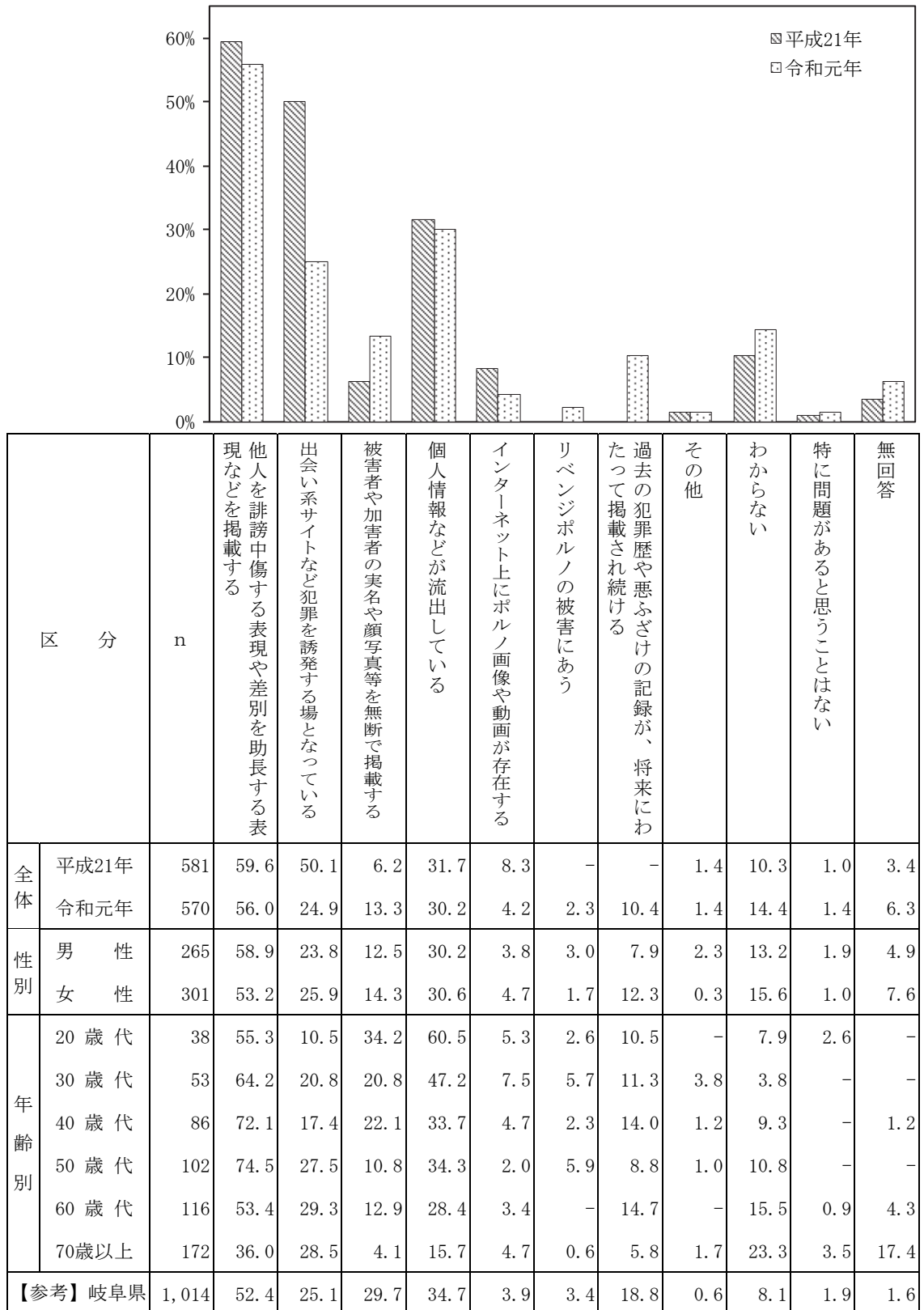
町民意識調査において、インターネットによる人権侵害で特に問題があることとしては、30代以上では「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの人権を侵害する情報を掲載する」が高く、20代では「個人情報などが流出している」が高くなっています。

図表 2-21 インターネットの利用



図表2-22 インターネットによる人権侵害で特に問題があると思うこと（〇は2つまで）

単位：nは人、他は%



(注) 平成21年の調査には「リベンジポルノの被害にあう」「過去の犯罪歴や悪ふざけの記録が、将来にわたって掲載され続ける」の選択肢はなかった。

インターネットは、発信者がだれか分からないことや、瞬時に情報が広がることなど、被害者が独力で損害を回復することが困難であるため、平成14年11月に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成13年法律第137号。以下「プロバイダ責任制限法」という。）が成立し、平成14年5月に施行されました。プロバイダ責任制限法では、悪質な書き込みがあった場合に、そのサービスのプロバイダが書き込みを削除できる権利や、その管理責任を問われる範囲などが規定されています。

インターネットによる人権侵害を防ぐためには、利用者一人ひとりが人権意識を高めるとともに、インターネットの利点と問題点を正しく理解していく必要があります。

■ 施策推進の方向

① 住民への正しい知識の普及

インターネットの利用にあたっては、個人のプライバシーや名誉を尊重するとともに、犯罪に巻き込まれないように正しい知識を身につける必要があることから、広く住民に対して啓発活動を推進します。

② 学校における情報モラル教育の充実

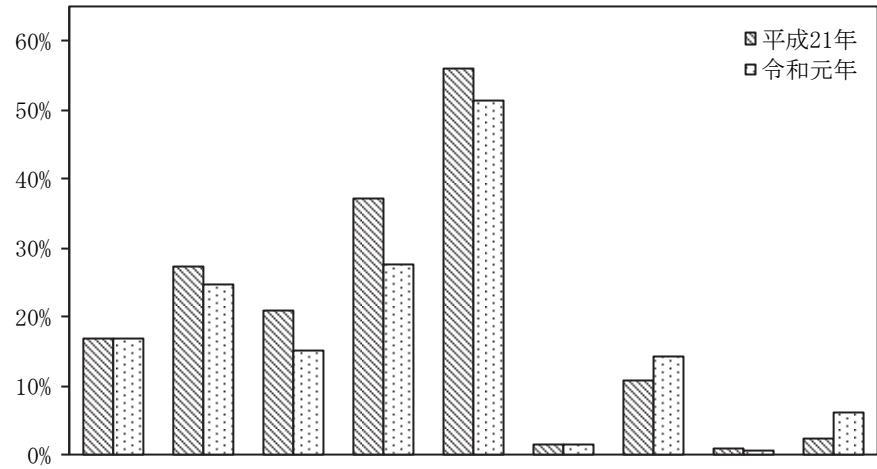
学校の情報に関する教科において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図ります。

③ 相談体制の充実

児童生徒がインターネットを介したいじめやトラブルに対応できるよう、相談体制の充実、窓口の周知を図ります。

図表 2-23 インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと（○は2つまで）

単位：nは人、他は%



区 分		n	受けた人のための相談窓口の充実	インターネット利用者やプロバイダ等に対する教育・啓発・広報	企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策を講ずる	プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める	違法な情報発信者に対する監視・取締り・罰則を強化する	その他	わからない	特に必要だと思ふことはない	無回答
全体	平成21年	581	16.9	27.2	21.0	37.2	56.1	1.5	10.7	1.0	2.4
	令和元年	570	16.7	24.6	15.1	27.5	51.4	1.6	14.2	0.5	6.1
性別	男 性	265	19.2	27.2	12.1	28.7	52.5	2.6	11.7	1.1	4.9
	女 性	301	14.0	22.3	17.6	26.9	50.5	0.3	16.6	-	7.3
年 齢 別	20 歳 代	38	18.4	34.2	23.7	28.9	57.9	-	13.2	-	-
	30 歳 代	53	15.1	26.4	18.9	30.2	66.0	1.9	7.5	-	1.9
	40 歳 代	86	12.8	20.9	15.1	38.4	58.1	2.3	10.5	-	1.2
	50 歳 代	102	17.6	23.5	22.5	41.2	52.9	2.9	8.8	-	1.0
	60 歳 代	116	21.6	24.1	6.9	29.3	58.6	-	13.8	-	4.3
	70歳以上	172	14.5	24.4	12.8	12.2	36.6	1.2	22.1	1.7	15.7
【参考】岐阜県		1,014	16.2	27.4	22.6	34.7	60.7	0.8	10.3	1.6	1.7

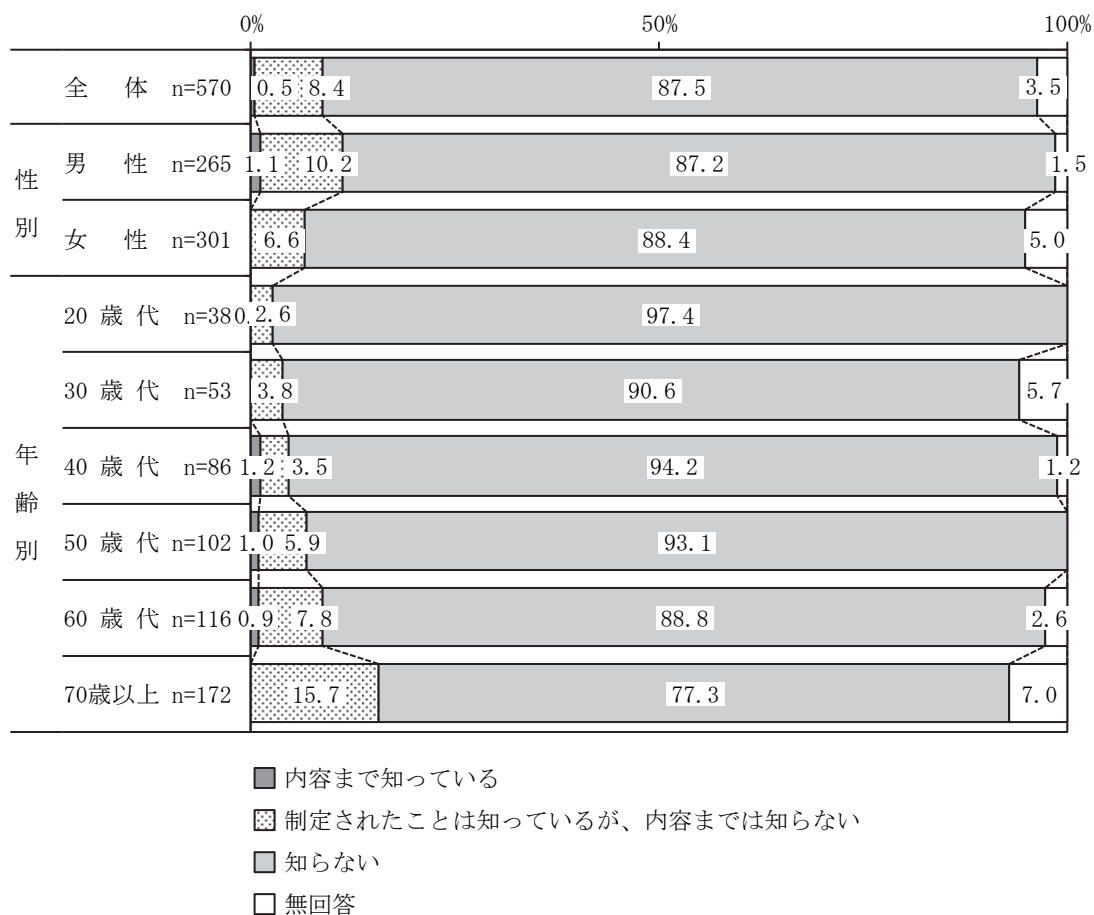
9 犯罪被害者とその家族

犯罪等により被害を受けた人及びその家族又は遺族（犯罪被害者等）については、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるだけでなく、心ない中傷などにより名誉が傷つけられ、プライバシーや私生活の平穏が害されるなど精神的な被害を受けているという問題が指摘されてきました。

国では、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成16年に「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号）を制定し、これに基づく「犯罪被害者等基本計画」を策定して施策を推進しています。

本町においては、平成31年3月に「垂井町犯罪被害者等支援条例」（平成31年垂井町条例第2号）を制定し、同年4月1日施行されました。この条例は、犯罪被害者等の支援に関する基本理念や、町、町民、事業者の責務等を定めています。基本理念としては、犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んじられるよう配慮して行うこと、二次的被害の防止に最大限の配慮をすることなどを定めています。施策としては、相談及び情報の提供等、経済的負担の軽減、広報及び啓発、人材の育成が定められていますが、施行間もないことから十分に認知されていません。

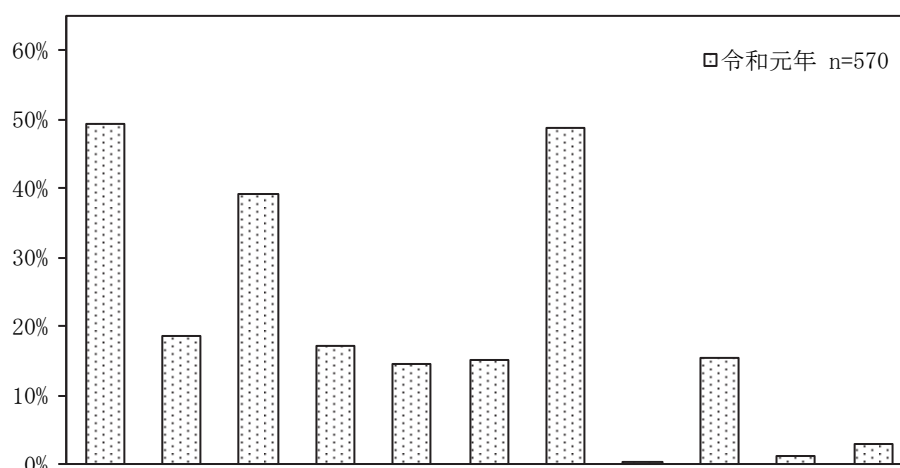
図表 2-24 「垂井町犯罪被害者等支援条例」について知っているか



町民意識調査によると、犯罪被害者とその家族の人権問題についての課題としては、「犯罪行為によって精神的なショックを受ける」「報道によるプライバシーの公表や、取材による私生活の侵害がある」「事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされる」の3項目が高くなっています。

図表2-25 犯罪被害者とその家族の人権問題で特に問題があると思うこと（○は3つまで）

単位：nは人、他は%



区 分		n	犯罪行為によって精神的なショックを受ける	犯罪行為によって経済的な負担を受ける	事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされる	警察に相談しても期待とおりの結果が得られない	捜査や刑事裁判において精神的負担を受ける	刑事裁判手続に必ずしも被害者の声が多分反映されるわけではない	報道によるプライバシーの公表や、取材による私生活の侵害がある	その他	わからない	特に問題があると思うことはない	無回答
全 体		570	49.3	18.6	39.1	17.0	14.6	15.1	48.8	0.4	15.3	1.1	2.8
性別	男 性	265	49.8	20.4	38.9	21.5	14.3	17.0	44.9	0.4	12.8	1.1	2.6
	女 性	301	48.5	16.6	39.2	12.6	14.6	13.3	52.5	0.3	17.6	1.0	3.0
年齢別	20 歳 代	38	60.5	23.7	60.5	18.4	7.9	10.5	60.5	-	7.9	-	-
	30 歳 代	53	56.6	17.0	39.6	24.5	11.3	17.0	58.5	1.9	11.3	-	1.9
	40 歳 代	86	55.8	20.9	52.3	19.8	11.6	14.0	51.2	-	14.0	2.3	-
	50 歳 代	102	58.8	26.5	41.2	16.7	19.6	25.5	51.0	-	9.8	-	1.0
	60 歳 代	116	48.3	20.7	31.9	17.2	15.5	14.7	55.2	-	11.2	-	1.7
	70歳以上	172	36.0	9.9	31.4	12.8	14.5	9.9	36.6	0.6	25.0	2.3	7.0
【参考】岐阜県		1,014	53.2	21.7	47.3	24.4	20.5	16.4	63.8	0.4	8.2	2.2	1.0

■ 施策推進の方向

① 垂井町犯罪被害者等支援条例の周知と意識啓発

条例の周知を図るとともに、犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の発生の防止の重要性その他の犯罪被害者等の支援に関する事項について理解を深めることができるよう、広報及び啓発に努めます。

② 犯罪被害者等に対する総合相談窓口

犯罪被害者等の支援に関する相談及び情報の提供等を総合的に行うため、町に設置した総合相談窓口の周知を図ります。

③ 学校教育、社会教育における学習の充実

学校における犯罪被害者である児童生徒については、虐待を受けた児童生徒を含め、心のケアに努めます。

学校教育や社会教育の場において、さまざまな人権問題を考える学習を充実し、人権を尊重できる意識づくりに努めます。

9 刑を終えて出所した人

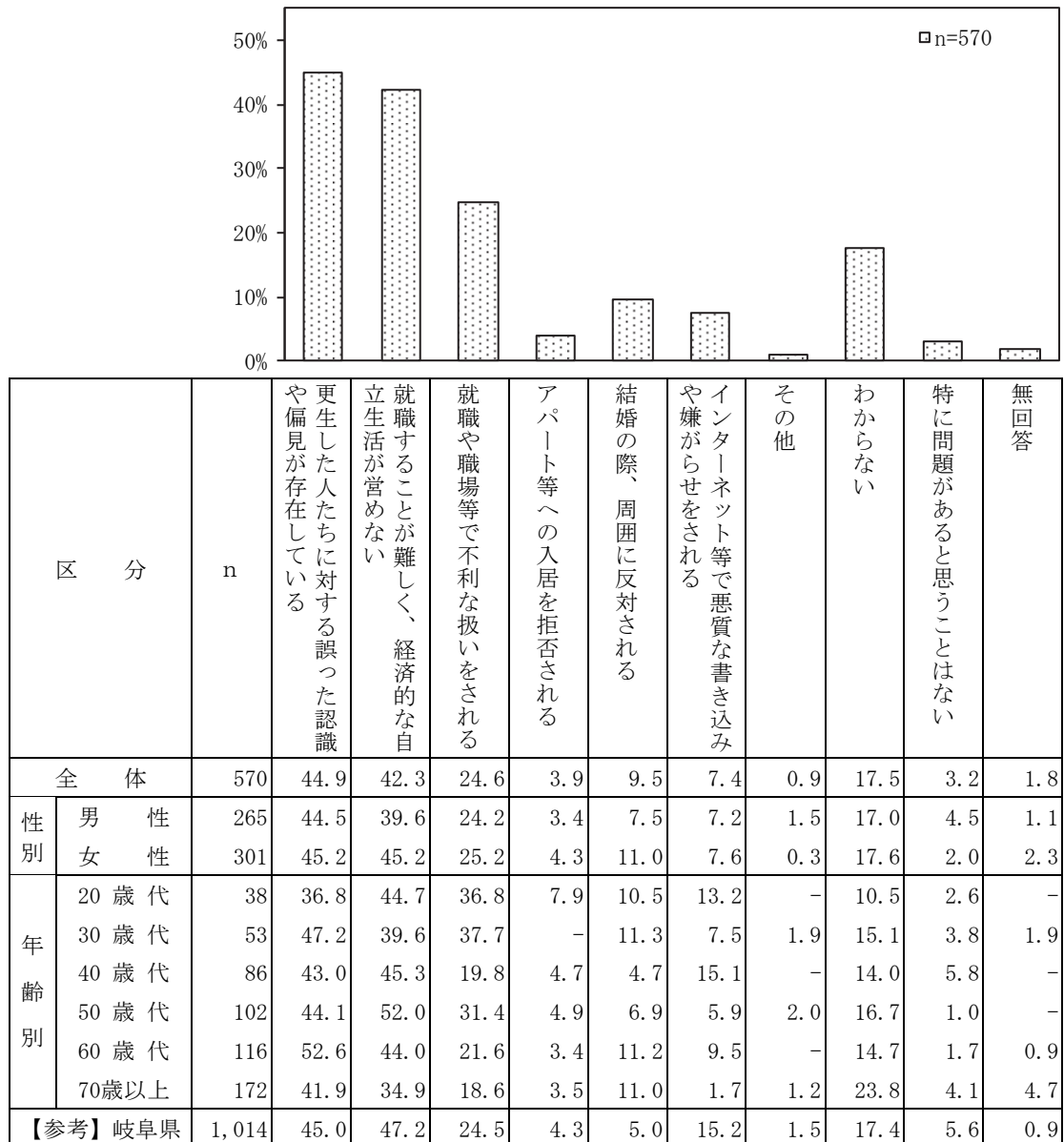
刑を終えて出所した人、逮捕・拘留後に釈放された人などに対しては、偏見や差別は根強いものがあり、就職や住まいを確保することが難しいことや、家族に対する差別や嫌がらせなどもあります。円滑な社会復帰ができず、犯罪や非行を繰り返す人（再犯者）は少なくありません。

再犯者の増加という状況を踏まえ、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の構成員の一員になることを支援するため、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）が公布、施行されました。

町民意識調査によると、刑を終えて出所した人の人権に関する課題としては、40%以

図表2-26 刑を終えて出所した人が社会復帰を図ろうとした場合に起こる人権問題（○は2つまで）

単位：nは人、他は%



上が「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在している」「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めない」の2項目をあげています。

■ 施策推進の方向

① 「社会を明るくする運動」との協働の推進

関係機関や保護司会などの団体と協力して、「社会を明るくする運動」を推進し、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域社会を目指します。

② 学校教育、社会教育における学習の充実

学校教育や社会教育の場において、さまざまな人権問題を考える学習を充実する中で、刑を終えた人の社会復帰の困難さや社会復帰の支援活動をしている人の現状を紹介することなどを通して、教育・啓発活動を推進していきます。

10 性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人

同性愛等の性的指向が異性愛ではない人や、体の性と心の性が一致しない人などの性的少数者は、それらを理由に偏見・差別を受けたり、性の区分を前提とした社会生活上の制約を受けるなどの問題を抱えています。

【性的指向を理由とする偏見・差別】

かつて同性愛は、WHOの定めた分類では「性的逸脱及び障がい」とされていました。現在では、その分類は廃止され、同性愛は治療の対象ではないことが宣言されています。先進国を中心に同性婚を認める国があり、わが国にも東京都渋谷区・世田谷区でスタートした同性パートナーシップ制度（同性カップルが結婚に相当する関係であることを認める証明書）を導入している地方自治体があります。

しかし、同性愛などの性的指向については、法制度上の制約があることや、地域社会での偏見が根強く、差別されるなどさまざまな人権問題が発生しています。

【性自認を理由とする偏見・差別】

体の性と心の性が一致しない性自認の異なる人については、平成16年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（平成15年法律第111号）が施行となり、性別適合手術などで体の性と心の性を一致させ、一定の条件を満たせば、戸籍上の性別を変更することができるようになりました。

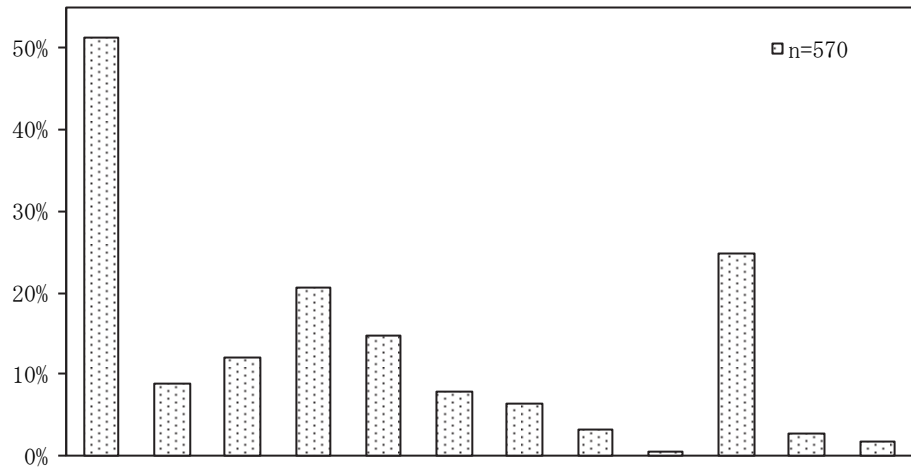
しかしながら、先天的な疾患の人や、手術が受けられない人、手術を希望しない人もあり、戸籍上の性別の変更の有無にかかわらず対応が求められています。

町民意識調査によると、「世間から好奇又は偏見の目で見られること」や「社会的理解度が低い」ため、世間から誤解又は偏見の目で見られる」などに問題があるととらえています。

このため性的少数者に対する理解を深めるための教育・啓発により偏見や差別をなくし、社会生活上の不利益を解消していくことが必要です（図表2-27・図表2-28）。

図表2-27 性的指向の異なる人の人権問題について、特に問題があると思うこと（〇は2つまで）

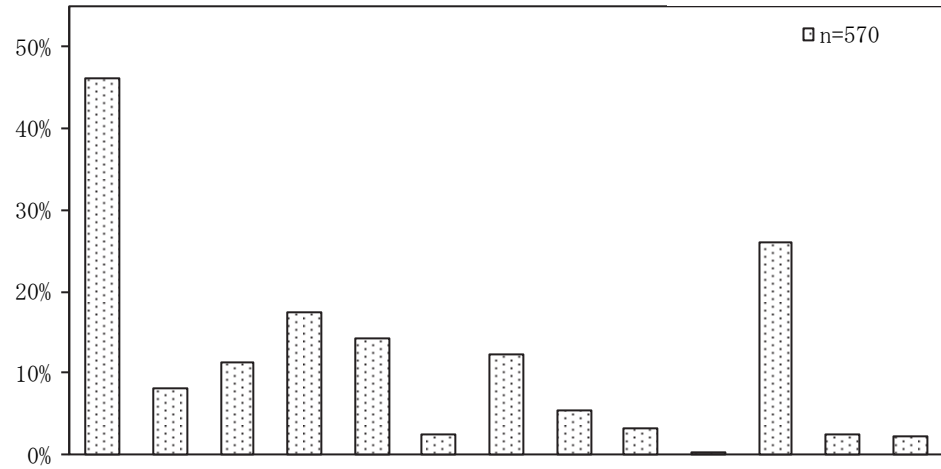
単位：nは人、他は%



区 分		n	世間から好奇又は偏見の目で見られること	就職や仕事の内容、待遇などで、不利な条件におかれていること	地域社会・職場・家庭・学校などで孤立、排除されること	性的異常者とみなされ嫌がらせや冷やかしの対象となること	法律が整備されていないこと	同性のパートナーとの関係が認められていないこと	告白後の周囲の態度の変化、又は周囲への告白の強要があること	セクシャル・ハラスメントを受けること	その他	わからない	特に問題があると思うことはない	無回答
全 体		570	51.2	8.8	12.1	20.7	14.7	7.9	6.5	3.3	0.5	24.9	2.8	1.8
性別	男 性	265	53.2	7.9	10.2	25.3	12.8	5.3	6.0	4.2	1.1	25.7	2.3	0.8
	女 性	301	49.8	9.6	13.6	16.9	16.6	10.3	7.0	2.7	-	24.6	2.7	2.3
年 齢 別	20 歳 代	38	60.5	7.9	13.2	21.1	21.1	28.9	7.9	2.6	-	15.8	-	-
	30 歳 代	53	49.1	7.5	11.3	17.0	22.6	22.6	9.4	9.4	-	15.1	1.9	1.9
	40 歳 代	86	52.3	9.3	11.6	26.7	14.0	11.6	10.5	3.5	1.2	20.9	1.2	-
	50 歳 代	102	56.9	10.8	12.7	29.4	13.7	-	6.9	1.0	1.0	22.5	2.0	-
	60 歳 代	116	56.0	11.2	16.4	20.7	17.2	7.8	5.2	5.2	-	20.7	-	0.9
	70歳以上	172	43.0	6.4	8.7	14.0	10.5	1.7	4.1	1.7	0.6	36.6	6.4	4.1
【参考】岐阜県		1,014	39.0	12.3	15.5	27.3	16.1	10.1	8.2	4.4	0.9	21.8	1.0	1.4

図表 2-28 性自認の異なる人の人権問題について、特に問題があると思うこと（〇は2つまで）

単位：nは人、他は%



区 分		n	社会的理解度が低い ため、世間から誤解又は 偏見の目で見られる	就職や仕事の内容、待遇など で、不利な条件におかれて いること	地域社会・職場・家庭・学 校などで孤立、排除される こと	性的異常者とみなされ嫌が らせや冷やかしの対象とな ること	性別変更などの法律が不 十分なこと	提出書類等に性別の記入を 求められること	自らが認識する性とは異 なる性のふるまいを強要さ れること	告白後の周囲の態度の変 化、又は周囲への告白の 強要があること	セクシュアル・ハラスマ ントがあること	その他	わからない	特に問題があると思うこ とはない	無回答
全 体		570	46.1	8.2	11.2	17.4	14.2	2.5	12.3	5.3	3.2	0.2	26.0	2.6	2.3
性別	男 性	265	46.0	7.2	12.1	20.4	12.1	2.6	9.1	3.0	4.2	0.4	27.2	3.0	2.6
	女 性	301	46.5	9.3	10.3	15.0	16.3	2.3	15.0	7.3	2.3	-	25.2	2.0	1.7
年 齢 別	20 歳 代	38	60.5	10.5	18.4	10.5	26.3	2.6	18.4	7.9	-	-	15.8	-	-
	30 歳 代	53	45.3	1.9	9.4	20.8	22.6	7.5	24.5	5.7	1.9	-	20.8	1.9	1.9
	40 歳 代	86	52.3	11.6	14.0	19.8	20.9	3.5	14.0	7.0	4.7	-	14.0	2.3	-
	50 歳 代	102	50.0	11.8	15.7	20.6	11.8	1.0	11.8	6.9	1.0	-	23.5	2.0	-
	60 歳 代	116	46.6	9.5	10.3	22.4	14.7	2.6	11.2	2.6	6.0	-	26.7	0.9	-
	70歳以上	172	37.8	5.2	6.4	11.6	7.0	1.2	7.0	4.7	2.9	0.6	37.2	5.2	6.4
【参考】岐阜県		1,014	47.1	9.9	14.3	20.0	12.7	3.2	14.8	4.6	2.4	0.7	24.1	5.4	1.2

■ 施策推進の方向

① 啓発活動の推進

さまざまな機会を利用して、性的指向や性自認の異なる人についての正しい認識が深まるよう啓発活動を推進します。

② 性別の記入等への配慮

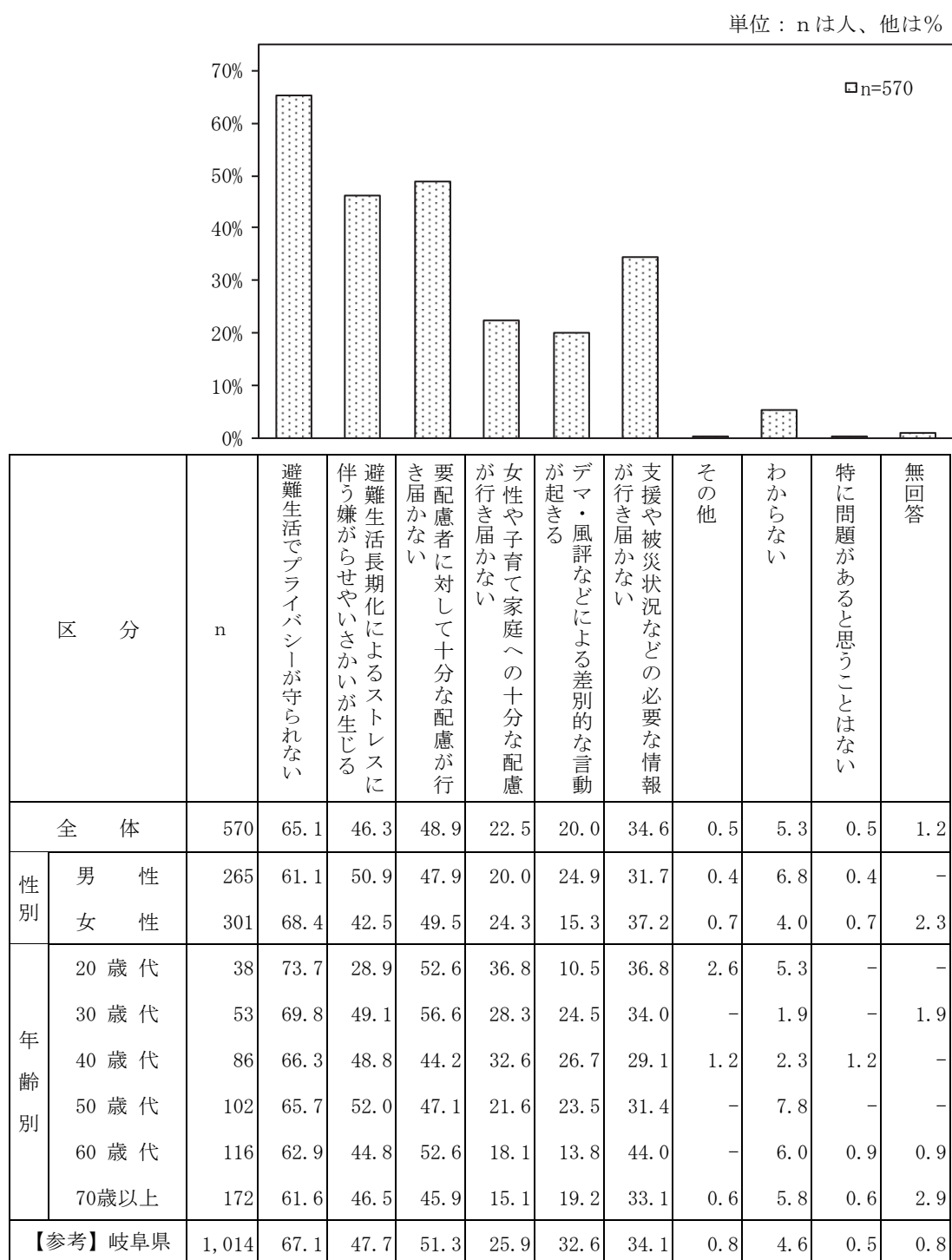
性自認の異なる人については、性別の表記や情報の取得について抵抗感を抱く人がいることから、性別を必要とする場合のみとし、答えたくない場合は無記入無回答を許容するなどの配慮をしていきます。

11 災害に伴う人権問題

平成23年の東日本大震災とそれに伴う福島原子力発電所の事故は、多くの方が避難生活を余儀なくされました。また、放射線被爆に関わる差別的な言動、避難生活の長期化に伴い、プライバシー問題や女性や障がい者などへの対応が十分でないなど、人権にも関わる問題が発生しました。その後も、地震、風水害、豪雪などの災害は後を絶ちません。

町民意識調査では、大規模災害が起きた場合の人権問題としては、「避難生活でプライ

図表2-29 大規模災害が起きた場合、どのような人権問題が起きると思うか（○は3つまで）



バシーが守られない」「要配慮者に対して十分な配慮が行き届かない」「避難生活長期化によるストレスに伴う嫌がらせやいさかいが生じる」が40%以上と高くなっています。

■ 施策推進の方向

① 被災児童生徒へのケア

被災児童・生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感などを教職員が十分に理解し、当該児童・生徒に対する心のケアを適切に行います。同時に、いじめなどの問題を許さず、学校生活への適応が図られるよう、日常的に、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を行っていきます。

② 避難所における配慮

避難所生活等における高齢者、障がい者、妊産婦、子ども、外国人などへの配慮を踏まえた対応、避難所運営への女性の積極的な参画などを位置付け、災害時における人権確保の取組を推進します。

12 その他の人権問題

これまで掲げた課題以外にもさまざまな人権にかかわる問題があります。

例えば、労働者の人権問題として、セクハラやパワハラ、長時間労働による過労死などが問題となっています。また、働き方改革の実現に向けて長時間労働の是正やハラスメントの防止などの取組が進んでいく中で、一人ひとりの人権に配慮した職場環境づくりが求められています。

そのほか、ホームレスの人権問題、アイヌの人々の人権問題、拉致問題、人身取引被害者の人権問題など、古くから続く問題だけでなく、新たに生じてきた問題などさまざまです。

これらの課題についても、それぞれの状況に応じて、その解決に資する施策の教育や啓発活動を推進していきます。また、関係機関との連携を深め、相談体制の充実に努めます。

指針の推進に向けて

この指針を実効性あるものとし、「心のふれあう豊かな人権尊重のまち」の実現をめざして、住民、人権擁護委員や民生委員・児童委員など関係者、当事者団体、企業等と協働して人権教育・啓発に取り組んでいきます。また、住民の意識の変化、国や国際的な動向、新たな課題等に留意し、必要な取組を推進していきます。

(1) 住民との協働による推進

人権教育・啓発の推進については、何よりも住民一人ひとりの人権尊重の意識の高まりが重要となります。このため、町をはじめ各種の団体・機関等が取り組む人権教育・啓発については、住民と協働して推進していきます。

(2) 関係機関・団体との連携

人権教育・啓発の推進については、当事者団体、民間団体、企業等の果たす役割は大きいといえます。また、町内だけでなく、西濃圏域、県といった広域で取り組む施策が少なくありません。関係団体等が、それぞれの分野や立場において指針の趣旨に沿った自主的な取組が展開されることを期待するとともに、施策を推進するにあたっては、近隣市町、関係団体、国や県の関係機関と連携して、より効果的に取組を推進していきます。

(3) 職員研修等の充実

町職員、教職員・社会教育関係職員、医療関係職員、福祉関係職員等、人権にかかわりの深い分野に従事する者に対し、研修等における人権教育・啓発の充実に努めます。

(4) 住民意識の把握

指針策定にあたって実施した「人権に関する町民意識調査」をはじめ、障がい者、高齢者、子ども、男女共同参画などに関する調査や関係団体との意見交換を行うことなどにより、住民の意識等について把握するよう努め、施策を推進するための資料としていきます。

(5) 新しい課題への対応と見直し

人口減少・少子高齢化、高度情報化社会の進展、価値観の変化、大規模災害等の発生や世界情勢の変化などにより、人権をとりまく情勢も変化し、それに伴い新たな人権侵害が生じてきます。国や県の取組、国際的な動向を把握し、適切な対応が図られるよう努めます。また、必要に応じて指針の見直しを行います。

資 料

1 指針策定（改定）の経過

年月日	事 項	内 容
令和元年7月24日	○第1回垂井町人権施策推進指針策定懇話会	・町民意識調査（案）に対する意見について
令和元年8月29日 ～9月13日	○人権に関する町民意識調査の実施	・調査票配付数 1,500名
令和元年10月30日	○第2回垂井町人権施策推進指針策定懇話会	・町民意識調査の結果について
令和元年12月19日	○第3回垂井町人権施策推進指針策定懇話会	・垂井町人権施策推進指針改定案について
令和2年1月15日 ～2月14日	○パブリック・コメントの実施	・庁舎ロビー、町中央公民館、各地区まちづくりセンター、タルイピアセンター、町文化会館および町ホームページにて指針（案）を公表し、意見を募集
令和2年3月23日 （※開催中止）	○第4回垂井町人権施策推進指針策定懇話会（書面会議）	・垂井町人権施策推進指針改定案について

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面会議とした。

2 垂井町人権施策推進指針策定懇話会

(1) 要 綱

垂井町人権施策推進指針策定懇話会に関する要綱

令和元年垂井町告示第96号

(開催)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第5条に基づき策定した垂井町人権施策推進指針第2次改定版(以下「指針」という。)の策定にあたり、住民等から広く意見を聴取し地域の実情等を計画に反映させるため、垂井町人権施策推進指針策定懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

(検討事項等)

第2条 懇話会は、指針の策定に必要な事項の検討及び意見交換を行う。

(委員)

第3条 懇話会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が依頼する。

- (1) 人権に関連する団体の代表者
- (2) 人権に関連する活動を行う者
- (3) 公募による住民
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、町長から懇話会の出席の依頼を受けた日から令和2年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の中から互選する。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けた場合は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、健康福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月20日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失効する。

(2) 名 簿

垂井町人権施策推進指針策定懇話会 委員名簿

氏 名	所 属 等	備 考
興 慈 善	垂井町人権擁護委員協議会 会長	会長
酒 井 孝 子	垂井町民生・児童委員協議会 会長	副会長
岸 田 勝 則	垂井町保護司会 会長	
暮 石 ロザリンド	公募	
富 田 正 己	垂井町子ども会育成会連絡協議会 会長	
廣 瀬 正	垂井町老人クラブ連合会 会長	
廣 瀬 みどり	垂井町女性のつどい協議会 会長	
松 岡 明 美	垂井町社会福祉協議会 事務局長	
三 輪 幸 子	岐阜県身体障害者福祉協会不破支部垂井町分会 会長	
山 元 憲 康	自由同和会岐阜県本部 副会長	

(敬称略、会長・副会長以外は50音順)

3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養^{かん}を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏ま

え、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

4 用語解説

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号） いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにしている。国、地方公共団体、学校に対して、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定を求めるとともに、学校の設置者及びその設置する学校が講ずべきいじめの防止等に関する措置や、重大事態への対処等について規定している。

インクルーシブ教育〔inclusive education〕 障がいのある児童もない児童も同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して最も確に定める指導を提供できる多様で柔軟な仕組みの中で行われる教育。子ども一人ひとりの学習権を保障する観点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要とされる。

インクルージョン〔inclusion〕（ソーシャルインクルージョン） 「社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う」という考え方であり、障害者権利条約の原則の一つとしてあげられている。また、平成12年に厚生省（当時）がまとめた「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」でその推進を提言している。

H I V ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）の略。H I V感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳が体内に侵入することにより感染する。感染力の弱いウイルスであり、唾液や汗、尿を介しては感染しない。H I V感染による免疫力の低下、いわゆるエイズ（後天性免疫不全症候群、A I D S）の発症までには10年以上かかると言われている。近年、エイズの発症を遅らせたりする治療法が確立されている。

S N S（ソーシャル・ネットワーキング・サービス） インターネットを利用して人と人のつながりを促進することを目的とした会員制のサイト。趣味、地域などに特化した比較的狭いものや、フェイスブック、ツイッターなど規模の大きなものがある。情報を発信したり、さまざまな人や情報に出会える反面、写真や個人情報を不用意に公開してしまうことによるトラブル、誹謗中傷を受ける、犯罪に巻き込まれるなどの問題が生じている。

S D G s〔Sustainable Development Goals〕 エスディーゼーズと読む。持続可能な開発目標。持続可能な社会を世界レベルで実現するために、2015年9月に国連で合意された世界共通の目標。「1. 貧困をなくそう」など17のゴール（目標）、目標ごとの169のターゲットから構成されており、2030年を期限に達成を目指している。

グループホーム 認知症の高齢者や障がいのある人が共同生活を行う住宅である。認知症高齢者のグループホームは介護保険のサービス（認知症対応型共同生活介護）として、障がいのある人のグループホームは障害福祉サービス（共同生活援助）として制度化されている。

合理的配慮 障がいのある人が他の人と同様に生活し社会参加できるように、必要な環境整備などを行うこと。具体的には、車いす使用者のためにスロープや車いすトイレを設置すること、視覚障がい者のために点字や音声の資料を用意すること、聴覚障がい者のために手話通訳者を配置することなど。

高齢者虐待防止法 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」（平成17年法律第124号）の略称。この法律において、「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待とし、虐待の種類としては、①身体的暴力による虐待、②日常生活の世話の放棄（ネグレクト）、③心理的外傷を与える虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待としている。

国際障害者年 1976年の国連総会は、世界的規模で啓発活動を行う国際障害者年を1981年とすることを決議した。そのテーマは「完全参加と平等」であり、具体的な目的は、①障がい者の身体的、精神的な社会適合の援助、②就労の機会保障、③日常生活への参加の促進、④社会参加権の周知徹底のための社会教育と情報の提供、⑤国際障害者年の目的の実施のための措置と方法の確立、であった。これらの目的は1年で達成されるものではないため、国連はさらに「障害者の10年（1983～1992年）」を設定し、各国が課題解決に取り組んだ。

国際人権規約 権利の種類及び性質により「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（通称A規約又は社会権規約）と、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（通称B規約又は自由権規約）、B規約の選択議定書である「市民的政治的諸権利に関する選択議定書」から構成され、1966年の国連総会で採択された。なお、1989年には国連総会において「市民的政治的諸権利に関する第2選択議定書」も採択されている。わが国は、国内法との関係で、規約の一部について拘束されない権利を留保するなどした上で、1979（昭和54）年に批准している。なお、B規約の選択議定書及び第2選択議定書については、死刑廃止が定められていることなどから批准していない。

子育て世代包括支援センター 母子保健法に定める「母子健康包括支援センター」のこと。母性並びに乳児及び幼児の健康保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設で、市町村は必要に応じ設置するように努めなければならない（努力義務）とされている。本町は保健センターに設置している。

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号） 子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、教育の機会均等が保障され、子どもが夢や希望を持つことができる社会を目指し、子どもの貧困の解消を図るための法律。子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明記するとともに、基本的施策として、大綱の策定、教育の支援、相談・生活の安定に資するための支援、経済的支援などのほか、都道府県及び市町村に対し、子どもの貧困対策についての計画策定に努めるよう求めている。

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号） 検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっている。この状況を踏まえ、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として定められた法律。再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体の責務を明らかにしている。国・地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならないこととし、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画の策定に努めるよう求めている。

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号） 児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な

影響を与えることにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国・地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的としている。

社会を明るくする運動 すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、法務省が中心となって呼びかけている全国的な運動で、昭和26年から行われている。

障害者基本法（昭和45年法律第84号） 昭和45年に制定された「心身障害者対策基本法」を平成5年に抜本改正して制定した法律。この法律は、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、差別の禁止や障害者基本計画等の策定のほか、医療・教育・雇用・年金など、あらゆる分野について、国・地方公共団体等の義務を定めている。

障害者権利条約 障がいのある人に対する差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的として、2006年12月、国連総会において全会一致で採択された「障害者の権利に関する条約」。わが国は、2007年の同条約署名以降、条約の批准に向けた国内法の整備等を進め、2014年1月に同条約を批准し、同年2月から効力を発することとなった。

障害者雇用促進法 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）の略称。障がいのある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置、その他障がいのある人がその能力に適合する職業に就くこと等を通じて職業生活の自立を促進するための措置を総合的に講じ、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とする法律。総則において、事業主、国及び地方公共団体の責務、障がいのある人の職業人としての自立努力義務を規定し、その雇用の促進するため、職業リハビリテーションの推進、障がいのある人の雇用義務（法定雇用率）、障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徴収を定めている。

障害者差別解消法 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）の略称。障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている。差別を解消するための措置として、国・地方公共団体等及び民間事業者には、差別的扱いの禁止と合理的配慮の提供を求めている。

障害者総合支援法 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）の略称。障害者自立支援法が、平成25年4月から障害者総合支援法に改正された。障がいのある人や難病患者等の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がいのある人等の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的としている。これを達成するために、都道府県及び市町村に障害福祉計画

の策定を義務づけている。

女子差別撤廃条約 1979年の国連総会において採択され、1981年に発効した条約で、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。わが国は、1985（昭和60）年に締結している。

女性活躍推進法 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の略称。女性が個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることから、民間事業者及び国・地方公共団体といった各主体の果たすべき役割を定め、女性の活躍推進の取組を着実に前進させることにより、豊かで活力ある社会を実現することを目的としている。国・地方公共団体については基本方針・推進計画の策定を求め、一定規模以上の事業主については事業主行動計画の策定を求めている。10年間の時限立法。

自立支援協議会 相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として都道府県及び市町村が設置する協議会で、サービス提供事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者で構成する。本町は、関ヶ原町、養老町と共同で不破郡・養老郡自立支援協議会を設置している。

人権教育・啓発に関する基本計画 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年法律第147号）に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国が定める人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画。平成14年3月にまとめられた（平成23年4月一部変更）。基本計画は5章で構成され、第1章では人権教育・啓発推進法制定までの経緯と計画の策定方針、第2章では人権教育・啓発の現状を示し、第3章では人権教育・啓発の基本的在り方について言及している。第4章では人権教育・啓発の推進方策として、人権一般の普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組及等を盛り込んでいる。最後に、第5章「計画の推進」において、計画の着実かつ効果的な推進を図るための体制やフォローアップ等について記述している。

人権教育のための国連10年 1993年ウィーンで、国連による世界人権会議が開かれ、冷戦が終わり新しい国際秩序が模索されるなかで、先住民、移民労働者、女性への暴力などの問題が人権問題として焦点になり、この会議が採択した「ウィーン宣言及び行動計画」は人権の国際的な普遍性と、貧困を克服する権利、発展の権利が人権の不可欠の部分であることを確認した。また、「今後10年間、人権教育を進めよう」という提唱がなされたのを受けて翌1994年12月、国連総会において「人権教育のための国連10年（1995～2004年）」が採択された。この国連決議に基づき、各国・各自治体における行動計画が策定された。

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画 「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、平成7年に内閣に推進本部を設置し、平成9年には国内行動計画を取りまとめた。この計画では、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人びと、外国人、H I V感染者等、刑を終えて出所した人などに対する人権課題を最重要課題と位置づけている。

人権教育のための世界計画 「人権教育のための国連10年（1995～2004年）」の終了をうけ、国連は「人権教育のための世界計画」決議を採択した。わが国は共同提案国となっている。この計画では、終了時限を設けずに3年ごとのフェーズ及び行動計画を策定し、第1フェーズは初等中等教育に焦点をあてることとなった。第2フェーズは「高等教育と教育者、公務員、法執行者等への人権教育」、第3フェーズは「第1、第2フェーズの取組を強化し、専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進」をテーマとして取組が図られている。2020年からの第4フェーズでは重点対象を「若者」とし、SDGsと連携させることとしている。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年法律第111号） 性同一性障がい者について法令上の性別の取扱いの特例を定める法律。性同一性障がいのある人で、①20歳以上であること、②現に婚姻をしていないこと、③現に子がいないこと、④生殖腺又はその機能がないこと、⑤他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること、の要件を満たす場合は、家庭裁判所の審判を経て、戸籍上の性別表記を変更することができる。

成年後見制度 知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者など主として意思能力が十分でない人の財産がその人の意思に即して保全活用され、また日常生活において、主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活上の援助をする制度。民法の禁治産、準禁治産制度を改正し、「後見」「保佐」「補助」の3類型に制度化された。成年後見体制を充実するために、法人・複数成年後見人等による成年後見事務の遂行、選任の考慮事情の明文化や本人の身上に配慮すべき義務の明文化、法人成年後見監督人の選任、保佐監督人、補助監督人などについて規定されている。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号） 成年後見制度は認知症や知的障がいのある人などを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国・地方公共団体の責務、関係者・国民の努力等を明記している。国・市町村には基本計画の策定を求めている（市町村は努力義務）。

世界人権宣言 1948年に国連総会において採択された国際的な人権宣言。採択された12月10日は「世界人権デー」とされ、世界中で記念行事が行われている。日本は、この日に先立つ1週間を人権週間としている。

セクシュアル・ハラスメント〔sexual harassment〕 相手の意に反した性的な言動。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示などが含まれる。これらの言動が、職場や学校で立場を利用して行われたり、就労・就学環境を不快なものにするとして問題となっている。

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号） この法律においては、男女共同参画社会を「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会」と定義している。①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調が基本理念として掲げられた。

同法に基づく男女共同参画基本計画では、男女共同参画社会の実現に向けた施策が示されている。

地域包括支援センター 高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成などのさまざまな支援を行う機関。

地域密着型サービス 介護保険法に定める「地域密着型サービス」とは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）をいう。地域密着型サービスの指定及び介護報酬の決定は、保険者である市町村が行う。

ドメスティック・バイオレンス（DV） 夫婦や恋人などのパートナー間における暴力をいう。また、広義では、女性、子ども、高齢者など家庭内の弱者への暴力をいう場合がある。夫婦間、恋人間の暴力は私的な問題とされ表面化しにくかったが、今日では解決すべき深刻な問題となっている。

日常生活自立支援事業 知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者など判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用や金銭管理等の援助などを行うもので、都道府県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会と協力して実施している。平成19年度、事業名が地域福祉権利擁護事業から日常生活自立支援事業に変更された。

乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる。このようにして、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものである。こんにちは赤ちゃん事業とも呼ばれる。

認知症サポーター 認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かい目で見守るなど、自分のできる範囲で活動する人であり、市町村等が開催する認知症の勉強会を受講すれば、だれでもなることができる。

ノーマライゼーション[normalization] デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がい者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の理念。障がい者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法である。障がい者に対する取組みが、保護主義や隔離主義など必ずしもその人間性を十分に尊重したものではない状態に陥りがちであったことを反省、払拭しようとするもので、このノーマライゼーションの思想は、「障害者の権利宣言」の底流をなし、「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年行動計画」に反映されている。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号） DV防止法と呼ばれる。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として制定された。第1章では「配偶者からの暴力」及び「被害者」の定義、第1章の2では「基本方針及び都道府県基本計画等」の策定、第2章では配偶者暴力相談支援センターの業務等について規定している。第3章では被害者の保護として、発見者の通報、警察による被害防止、関連機関の連携協力を、第4章では裁判所による保護命令を、第5章では職務関係者による配慮、教育及び啓発、民間団体に対する援助等を規定している。第6章では、保護命令に違反した者に対し、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するなどの罰則を定めている。

ハラスメント 「いやがらせ」のことをいい、その内容から、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどさまざまな場面で用いられる。

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号） 犯罪被害者等（犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族又は遺族）のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的としている。基本理念として、犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することなどが定められている。国・地方公共団体が講ずべき基本的施策としては、相談及び情報の提供、損害賠償の請求についての援助、給付金の支給に係る制度の充実等、保健医療サービス・福祉サービスの提供、犯罪被害者等の二次被害防止・安全確保、居住・雇用の安定、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備、などの項目が掲げられており、これらを犯罪被害者等の視点に立って実現することによって、その権利や利益の保護を図ることとしている。

ハンセン病 らい菌によって引き起こされる細菌感染症。主として末梢神経、皮膚が侵される。かつてはらい病と呼ばれていたが、現在はらい菌を発見したノルウェーの医師の名前をとったハンセン病が正式名称となっている。感染力は極めて弱く、栄養状態のよい現在の日本ではほとんど発病することはない。発病しても、通院治療で完治する。遺伝によるものでないことも明らかにされている。

ハンセン病問題基本法 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（平成20年法律第82号）の略称。ハンセン病元患者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し、現在もなお存在するハンセン病問題の解決の促進に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体の責務を明記している。また、国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障、社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助、名誉の回復及び死没者の追悼、親族に対する援護など、問題解決の促進に関し必要な事項を定めている。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号） ハンセン病隔離政策で差別を受けた元患者家族（配偶者、兄弟姉妹等）に対し、被った精神的苦痛を慰謝するための補償金の支給に関する必要な事項、元患者家族等の名誉回復等について定めている。前文において、ハンセン病の隔離政策の下、ハンセン病元患者家族等が、偏見と差別の中で、多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、これに対する取組がなされてこなかった、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびする旨が述べられている。

部落差別解消推進法 「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年法律第109号）の略称。現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するため、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めている。

プロバイダ責任制限法 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成13年法律第137号）の略称。インターネットや携帯電話の掲示板などで誹謗中傷を受けたり、個人情報を掲載されて、個人の権利が侵害されるなどの事案が発生した場合、プロバイダ事業者や掲示板管理者などに対して、これを削除するよう要請するが、事業者側がこれらを削除したことについて、権利者からの損害賠償の責任を免れるというもの。また、権利を侵害する情報を発信した者の、情報の開示請求ができることも規定している。

ヘイトスピーチ 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動。

ヘイトスピーチ解消法 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号）の略称。本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するため、その取組について、基本理念を定め、相談体制の整備、教育の充実等、啓発活動等の基本的施策の推進実施を求めている。

ユニバーサルデザイン 「すべての人のためのデザイン」をいう。障がいのある人や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを越えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていかうとする考え方である。ユニバーサルデザインは、障がいのある人や高齢者に対するバリアフリーの考え方をさらに進めて、例えば施設やものをつくるときに、始めからできるだけすべての人が利用できるようにしていくことである。

養育支援訪問事業 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施結果、乳幼児健康診査や関係機関からの連絡・通告等により把握され、養育支援が特に必要と認められる家庭の児童及びその養育者に対し、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い適切な養育の実施を確保することを目的としている。

垂井町人権施策推進指針【第2次改定】

令和2年3月発行

発行者◇垂井町

編集◇健康福祉課

〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代2957-11

電話 0584-22-7503 FAX 0584-22-5180